―武蔵国都筑郡山田村の事例―幕末期相給村落の村政運営

井

上

攻

はじめに

給村落の形を取り、横浜市内の旧地域・旧村も例外ではない。。 関東や畿内の非領国と称される地域では多くの村が相給知行・相る。 関東や畿内の非領国と称される地域では多くの村が相給知行・相合いうことにならは村が複数の知行所によって構成され運営される村ということにない。

ある(2)。 この問題に関しては筆者もかつて相給村落における知行所・村組・村 世界へ表示・主張・発信したのかが重要になってくるように思える。 域社会など)とどのように向き合い、また意識・認識し、さらに外部 立て方だけでなく、当時の村民がそれぞれの枠組み 究も従来重視されてきた知行所と共同体との関係・矛盾という問題 村落史研究が村社会の諸結合や外部世界との関係構造・交流実態、 こで詳述はしない。本稿に関係する村落論との関連で言えば、近年の する広域行政(村連合、 して村民の村・地域認識までも追及しようとする中では、相給村落研 相給村落の研究は、 研究史に関しても研究的時宜を得た適切な整理があり。、こ 知行制論と村落論、また分散・相給知行を包摂 地域社会)の問題として進展し、厚い蓄積 (知行所・村・地 そ

て検討する作業にもなると考える。

で検討する作業にもなると考える。

で検討する作業にもなると考える。

で検討する作業にもなると考える。

で検討する作業にもなると考える。

で検討する作業にもなると考える。

本稿は上記の問題意識を踏まえ相給村落の村政運営に関して論じるが、その運営実態は、村の給数や分郷の実態、さらに本稿で留意するが、その運営実態は、村の給数や分郷の実態、さらに本稿で留意するが、本稿もその一事例である。

相給村落山田村と領主

(一) 八王子千人同心頭の村

本稿が対象とするのは武蔵国都筑郡山田村(現横浜市都筑区)で

四斗五升六才のとなる。 お、 村が接し山田村が近隣する矢倉沢往還の防衛拠点と想定している。 ていた。 旧臣の出自を持ち、 千人同心頭は、八王子宿周辺に住む千人同心を束ねる役職で、武田 曽根氏を除き、いずれも八王子千人同心頭とその親類である。 斉藤司氏の指摘がある®。 とともに横浜市内で最も多い。 ある。村高は正保期に七七五石四斗七升九合窓、 地は甲州街道沿いの府中・布田五宿・鳥山に分布し、 正保期に一一給、 〈一八六八年頃〉 曽根氏も旧武田系の旗本である号。 山田・大棚両村の領地配置も、 の山田村の領主構成と知行高を表1として示した。 幕末期に九給の相給村落で、この給数は隣村大棚村 甲州街道の防衛・治安維持を担っていた。 正保期〈一六四四~一六四七年〉と幕末期 両村の相給を構成する領主は、 山田村・大棚村の領主配置に関しては 両村が接する中原街道、 幕末期は一一〇八石 当該地を防衛し 代官と旗 その領 八王子

本稿は史料的制約から山田村に限定し、九給の幕末期を対象に分析本稿は史料的制約から山田村に限定し、九給の幕末期を対象に分析がい。山田村の史料は現在のところ、曽根知行所の名主大嶋家、ことが相給村落では全ての知行所の名主栗原家のものが確認されている。。相給村落では全ての知行所の名主栗原家のものが確認されている。

領地

(知行地)

に対応する知行付百姓がおり、

(萩原·窪田·中村)

は領地高が極めて少ない。

一般に相給村落の場合、

九給の内、

領地と知行付百姓を管

表1の明治初年の領地構成からうかがえるように、

(二) 九給の相給村落と六人の名主

理する村役人が領地ごとに置かれるが、

山田村の三給に関しては

表 1 山田村の領主構成と領地高(*単位石)

X I HHIIV	/ 限工 円 及 こ 限		
「武蔵田園簿」(正保年間〈1644~1647〉)	領地高	「旧高旧領取調帳」(明治初年)	領地高
伊奈半十郎御代官所	50	松村忠四郎支配所	51.6
野村彦大夫御代官所	1.31	志村源十郎知行	377.4587
志村又左衛門知行	245.7	鈴木邦三郎知行	54.20773
河野伝之允知行	221.11	河野仲次郎知行	288.67818
山本金右衛門知行	162.293	山本弥左衛門知行	240.0316
山本伝次郎知行	25.74	曽根栄之助知行	88.94439
曽根半兵衛知行	59.648	萩原土岐次郎知行	3.7
萩原甚之允知行	3.7	室田銕三郎知行	2.53
石坂勘兵衛知行	1.65	中村左京知行	1.3
久保田庄兵衛知行	2.5		
中村弥左衛門知行	1.3		
萩原伝左衛門知行	0.528		

給六人の名主が担っていた。
お六人の名主が担っていた。
にあった。そのため近世後期の山田村(九給)の村政運営は、残る六行所の持添となっており、領地高の多い河野・志村両知行所の管理下よれば、萩原知行地と窪田知行地は河野知行所、中村知行地は志村知よれば、萩原知行地と窪田知行地は河野知行所、中村知行地は志村知にあった。そのため近世後期の山田村(九給)の村政運営は、残る六行の持添として他給役人が管理していた。文政七年(一八二四)三月給地の持添として他給役人が管理していた。文政七年(一八二四)三月給地の持添とあり、知行付百姓・村役人はおらず、三給の領地は他民家持添」。

一 相給村落の村政運営と入用帳

(一) 給々名主と「御公用村入用帳」

山田村曽根知行所の名主大島家に残る「御公用村入用帳」。から山田村の運営実態を探ってみたい。この帳面は山田村の大給の名主が月を政五年二冊、安政六年、元治元年(一八六四)の計五冊が伝わる。大嶋家の五冊は横浜開港前後のもので、この時期以外のものは残って大嶋家の五冊は横浜開港前後のもので、この時期以外のものは残って大嶋家の五冊は横浜開港前後のもので、この時期以外のものは残って大嶋家の五冊は横浜開港前後のもので、この時期以外のものは残って大嶋家の五冊は横浜開港前後のもので、この時期以外のものは残って大嶋家の五冊は横浜開港前後のもので、この時期以外のものは残って大嶋家の五冊は横浜開港前後のもので、この時期以外のものは残って大嶋家の五冊は横浜開港前後のもので、この時期以外のものは残って山田村曽根知行所の名主大島家に残る「御公用村入用帳」。から山田村の運営実施を探ってみたい。この時期以外のものは残って

安政六年(一八五九)のものを掲げたい。

[史料二](17)

(表紙) 「 安政六年

御公用村入用帳

未正月日 山田村 惣名主

(ア) 正・七 彦左衛門(曽根知行所)

二・八 佐仲次 (山本知行所)

三·九 伊右衛門(鈴木知行所

四・十 佐十郎 (幕領)

五·十一 蔦右衛門 (河野知行所)

御伝馬 佐十郎

六・十二

七郎右衛門(志村知行所

7

才料順 蔦右衛門

佐仲次

伊右衛門

七郎右衛門

彦左衛門

一高弐拾四石七斗壱升

(ウ

小林藤之助御代官所

「細川越中守御預所」

名主 佐十郎

志村又右衛門知行所

同弐百三拾石九斗

内高壱石三斗

名主 七郎右衛門

中村信太郎知行所

河野仲次郎知行所

萩原弥右衛門知行所

高弐百弐拾三石壱斗五升

内高三石七斗

同高弐石六升五合 久保田鉄三郎知行所 名主

蔦右衛門

高百六拾石 山本弥左衛門知行所

名主 佐仲次

同五拾壱石六斗壱升 同五拾四石弐斗 曽根栄之助知行所 鈴木鍵蔵知行所 名主 伊右衛門

名主 彦左衛門

正月番 彦左衛門 高合七百四拾四石五斗七升

 (Ξ)

(中略)

用意人足 弐百人

百石二付人足七人割

入魂百石ニ付五人割

五拾弐人 山田村

右之人足明二日昼八ツ時詰刻限無遅滞村才料差添急度差出し可被成 候、此廻状刻付ヲ以順達、 留り村より問屋へ御返し可被成候、 以上

未二月朔日 川崎宿

問屋 東右衛門

年寄 伝右衛門

拾六人 正三人・買拾三人 七郎右衛門組(合点、志村知行所

才料 (合点)

一拾六人 拾壱人 正六人・買拾人 正弐人・買九人 佐仲二組 富之助組 (合点、 (合点、 山本知行所 河野知行所

> 弐人 四人 不代買

> > 伊右衛門組(合点、鈴木知行所)

同 彦左衛門組(合点、曽根知行所)

佐十郎組(合点、幕領

才料 (合点)

不代買

三人

野知行所、中村知行地→志村知行所)も記されている。 である。先に指摘した極小高三給の持添記載(萩原・窪田知行地→河 とあるのは正月と七月のことで曽根知行所名主彦左衛門の当番月を示 の部分は、諸負担の基準となる各領地高とそれぞれの名主の書き上げ 所名主)と七郎右衛門(志村知行所名主)が才料を務めている。 めた。(エ)の記載にある通行御用に際しては、彦左衛門(曽根知行 う才料(宰領)の書き上げで、これも名主が二人一組となり交代で務 したものと考えられる。(イ)の部分は川崎宿への伝馬御用にともな も月ごとに変わる。おそらく帳面も月ごとに当番宅に引き継がれ移動 している。以下、五人の名主の当番月が記されており、六人が一年で 一回月当番を務めることになる。月ごとに当番名主が替わるので筆跡 表紙の次の(ア)の記載部分は月番の割り当てである。「正・七」 (ウ

る。 交代制でなく冨之助家が務める)。 冨之助家 はなく、安政のこの時期、 合点をつけ承諾の意を示している。なお、河野知行所名主は(ア)(イ) 筆跡)で、日光新御宮様等の通行御用の各知行所負担分が記されてい (ウ)が蔦右衛門、(エ)が冨之助となっている。二人の関係は世襲で (エ) の部分は、正月当番の彦左衛門の書留 (ここから彦左衛門の 山田村にかかる五二人分の負担割と才料当番が示され、各名主が (織茂家)が交代で務めていたことによる(安政年間以降は 河野知行所名主は蔦右衛門家 (吉田家)と

用)とは異なる村・広域行政(村連合、地域社会)の営為を探りたい層の表題にある「公用」と「村入用」の内容を概観し、知行所(地頭に全帳面を通じ変わらない。五冊分の記載内容を示した表2から、帳帳面の記載例を示したが、「負担」を中心とする記載様式は基本的

との関係・交流の中で存在していたことを示している。との関係・交流の中で存在していたことを示している。性格によることもあり、広域行政(地域社会)にかかわるものが主で性格によることもあり、広域行政(地域社会)にかかわるものが主での営為はほとんどない。これは村外からの御用状を書き留めた史料の一見して明らかなように山田村の公用・村入用としながらも、村内

推進、 する山田村の公用や村入用の範囲は広域におよび、当該期の地域社会 祭りの持つ統治性 が見える。村内妙見社 相撲興行への花代は地域の「お付き合い」、地域の娯楽機会の推奨 では地域の危機管理の案件、 疫病除け等)も同様に村連合で対応する。が、除災祈願は当時の感覚 盗賊改の事項が続く。勧化や合力への対応も多いが、勧化などは信仰 の様相も如実に示している。 広域的な課題でもあった。このように見ると「給々名主」たちが対応 人足、 の問題であるとともに、組合村など地域や村が連合して対応する防犯 (治安)や経済統制の案件でもあった。除災祈願・祈祷(雨乞、 記載事項は助郷と鷹場の御用が圧倒的に多く、関東取締出役、 広い意味で広域行政 堰普請、 橋普請) (後述) (現山田神社)の祭礼は村内の営為であるが は地域のインフラ維持・整備の案件、 や祭りの場に集まる乞食・非人への対応は (地域社会) 河川・道橋の維持管理 の「福利厚生」の案件、 (川伐り、 隣村の 水切落 日乞、 火付 など

(二) 曽根知行所の公用と地頭用

安政六年(一八五九)のものを掲げたい。

安政六年(一八五九)のものを掲げたい。

安政六年(一八五九)のものを掲げたい。

安政六年(一八五九)のものを掲げたい。

安政六年(一八五九)のものを掲げたい。

安政六年(一八五九)のものを掲げたい。

[史料二] 四

(表紙) 「 安政六年

公用地頭用控帳

未正月日 名主

彦左衛門

(ア) 覚

Î

正月十日

一弐百八拾八文

源兵衛様年始

同日

一百文

正月十三日

五百三拾弐文

御屋敷へ年始ニ行、

一夜泊り

同 同人へ年始ニ行

同

弐百文七拾弐文

右宿払

同

用人へ酒代

三百文

同

侍へ遣ス

同

百文

表2 山田村御公用,入用帖記載事項 *都筑郡山田村大嶋家文書

発揮進行 正月春	(安政4年3月「御公用并村入用帖」)	(安政5年正月「御公用并村入用帳」)	(安政5年12月「御公用并村入用帳」)	(安政6年正月「御公用村入用帳」)	(元治元年6月 [御公用村入用帖]
		正月番 彦左衛門			6 月途中
		・鷹場御用	・川崎宿助郷(細川様通行)	・鷹場御用	・川崎宿助郷(上洛軍帰還通行)
			·川崎宿助郷(公家衆通行)	・座頭宿泊	7月番 又右衛門
「	・浪人合力	・鷹場御用	·川崎宿助郷(御普請役通行)	・川崎宿助郷(日光新御宮様通行)	・家出人取調(火付盗賊改)
設計 「加格市助戦(公衆条連行) ・魔場別用 ・魔場別用 ・魔場別用 力量 「加格市助戦 (公衆後等行) ・魔場別用 ・魔場別用 ・魔場別用 力量 「加格市助戦 (原外接進行) ・電場別用 ・電場別用 力量 「加格市助戦 (原外接通行) ・事化 (伊州諸島管別 ・事化 (伊州諸島管別 有量 「加南市助戦 (尼外接通行) ・事化 (伊州諸島管別 ・事化 (伊州諸島管別 有量 「動化 (小石製造) ・事化 (小石制度) ・事化 (小石制度) 自力 「新名前間 (大大整度) ・事化 (小石制度) ・事化 (小石制度) 自力 「新名前間 (大大整度) ・事化 (小石制度) ・事化 (小石制度) 自力 「新名前間 (大大整度) 「日本 在土原在計画 ・事化 (小石制度) 自動 「加格で加速 (保持を) 「日本 在土原在前門 ・事化 (小型に) 企業 「加格管力度) 「日本 在土原在前門 ・事任 (小型に) 企業 「加格管力度) 「日本 在土原在前門 ・事任 (小型に) 企業 「加格管力度) 「日本 在土原在 (小型に) ・事任 (小型に) 企業 「加度等助 「中本 (中本 (小型に) ・事品 (本地 (小型に) 企業 「加格管力度 「加度等別 ・事品 (本地 (小型に) 企業 「加度等別 「中本 (小型に) ・事品 (小型に) 企業 「加度等別 </th <td>· 勧化(遠州諏訪大明神)</td> <td>・鷹場御用</td> <td>· 川崎宿助郷(公家衆通行)</td> <td></td> <td>・川崎宿助郷(白川様御用荷通行)</td>	· 勧化(遠州諏訪大明神)	・鷹場御用	· 川崎宿助郷(公家衆通行)		・川崎宿助郷(白川様御用荷通行)
1	・妙見社祭礼		・鷹場御用	・鷹場御用	
	<u>۲</u>	・鷹場御用			・鷹場御用
名主と中部 ・川崎宿助郷 (陽州株連行) 3月春 存在部門 5月春 存在部門 長野湖 (火付金蔵法) (日春 中右衛門 ・ 1月 春 中右衛門 ・ 1月 春 日本日本日 1 日本 (日春 日本日本局) (日春 日本日本局) ・ 1月 春 日本日本日 ・ 1月 春 日本日本日 1 日本 (十八日 (日日本社 (ママ)) (日春 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	・浪士合力	· 川崎宿助郷関係寄合		・鷹場御用	· 見張所御用 (組合村)
		· 川崎宿助郷 (尾州様通行)			9 月番 富之助
	· 不正売買取調 (火付盗賊改)			・ 勧化 (相州鎌倉郡一ノ宮神主)	・川崎宿助郷(御進発・参勤交代緩和帰国通行)
の計画を指数的 (平地体通行) ・ 大都内がり (水代) の主席権制 ・ 11 (利益を提出的 ・ 11 (利益を提出的 ・ 11 (利益を提出的 自然を指摘 ・ 20 (不足)(不足)(不足)(不定性) ・ 20 (不足)(不足)(不定性) ・ 20 (不足)(不定性) 自然を指摘できる。 ・ 20 (不足)(不定性) ・ 20 (不足)(不定性) ・ 20 (不足)(不定性) ・ 20 (不足)(不定性) 自然を表情が開発 ・ 20 (不足)(不足)(本定性) ・ 20 (不足)(本定性) ・ 20 (不定)(本定性) ・ 20 (本定)(本定)(本定)(本定) ・ 20 (本定)(本定)(本定)(本定)(本定)(本定)(本定) ・ 20 (本定)(本定)(本定)(本定)(本定)(本定)(本定)(本定)(本定)(本定)	・鷹場御用	・鷹場御用		・川崎宿助郷(公家衆通行)	· 妙見宮祭礼乞喰仕切
労動機制制 4 日春 を主任十部 「他名に解礼料 労動権制制 1 日春 高名佐十郎 「他名に紹介」 名主任右衛門 ・動化 (小石川線 日本社でマン) ・制権を出席の事業を活動 名主任右衛門 ・ 方気を「日子」 折線 ・ 日春 高土住地の海の場合 名主任右衛門 ・ 方気を「日子」 折線 ・ 日春 本土地の海の間 ・ 日春 本土地の海の間 多人な銀取職 (火付金機改) ・ 日春 本土地の海側 (大角を開発) ・ 日春 本土地の右側 (大角を開発) ・ 日春 本土地の右側 (大角を開発) ・ 日春 本土地の右側 (大角を開発) 金屋機等的成 ・ 1 旧成 (高野北海 (大角を開放) ・ 1 日本 大倉町 (大角を開放) ・ 1 日本 大倉町 (大倉庫内) ・ 1 日本 大倉町 (大倉庫内) ・ 日本 大台町 (大倉庫内) ・ 日本 大台町 (大倉庫内) ・ 1日本 田 大台町 (大倉庫内) <td>・浪士合力</td> <td>· 川崎宿助郷(尾州様通行)</td> <td></td> <td> · 太尾村角力(花代)</td> <td>10 月番 名主七郎右衛門</td>	・浪士合力	· 川崎宿助郷(尾州様通行)		· 太尾村角力(花代)	10 月番 名主七郎右衛門
(2) (1) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	・勧化 (伊豆旅僧)			・川崎宿助郷御用	・鷹場御用
会主も応右衙門 も動化 (小石川勝目神社 (ママ)) (4) 所書 点右配子 身左右衛門 5 大気 (日を) が待 4 月番 名主任上部 のた大権(2) (1) 行業 高上部占衛門 5 日番 名主上部占衛門 高級所素的(2) (1) 行業 高上部占衛門 (1) 行業 名主上部占衛門 内径 (2) (1) 付集 (1) (1) 付集 (1) (1) 付集 (1) 内径 (2) (1) 付集 (1) (2)	・勧化(信州旅僧)	・勧化(不動尊)		- 榛名山祭礼料	・川崎宿助郷 (京都御用・参勤交代緩和帰国通行)
後左右衛門 5月番				·川崎宿助郷 (公家衆通行)	・鷹場御用
企業の主義を主題を表しました。 人類を主題を表しました。 (日本会主席とおります。) (日本会主席を主題を表した。) (日本会主席を表した。) (日本会主席のよりにはないた。) (日本会主席のよりにはないた。) (日本会主席のよりにはないた。) (日本会主席のよりによいた。) (日本会主席のよりによいた。) (日本会主席のよりによいた。) (日本会主席のよりによいた。) (日本会主席のよりによいた。) (日本会の主席のよりによいた。) (日本会の主席のよりによいたまいた。) (日本会の主席のよりによいたまいたまいたまいたまいたまいたまいたまいたまいたまいたまいたまいたまいたまい					11 月番 彦左衛門
盛州原訪明神) 6月番 名主七郎右衛門 ・廃失克類取調(火付途減改) ・ 係表定類別 ・ 佐藤百十年6月 月後宮津離大明神) 7月番 各主七郎右衛門 6月番 名主七郎右衛門 6月番 名主七郎右衛門 6月番 名主七郎右衛門 6月番 名主七郎右衛門 6月番 名主七郎右衛門 7月番 彦左衛門 1月番 彦左衛門 1月春 伊右衛門 1月春 伊本伊藤御田 1月春 伊本伊川衛佐衛門 1月春 伊本伊川衛佐衛門 1月春 田本伊川衛佐衛門 1月春 日本伊川衛佐衛門 1月春 日本伊山衛佐衛門 1月春 田本伊川衛佐衛門 1月春 日本伊川衛佐町 1月春 田本門 1月春 田本門 1月春 田本門 1月春 日本門 1月春 田本門 1月春 原本門 1月春 田本門 1月春 田本門 1月春 日本門 1月春 日本門 1月春 日本門 1月春 日本門 1月春日本 1月春日本 1月春日本 1月春日本 1日本 1月春日本 1月春日本 1月春日本 1月春日本 1月春日本 1日本 1月春日本 1月春日本 1日本 1月春日本 1日本 1月春日本 1月本 1日本 1日本 1日本<	・勧化(香取大神宮)	・天気乞 (日乞) 祈祷			・川崎宿助郷(京都御用・参勤交代緩和帰国通行)
明美間帳 ・紛失交類取調(次付盗賊改) 6月番 含主七郎右門 2月番 彦左衛門 7月番 彦左衛門 2月番 彦左衛門 7月番 彦左衛門 2月番 佐仲治 7月番 彦左衛門 2月型 2月番 伊右衛門 2月本七中郎 2月本日山中頭天王神主) ・ 4橋町が業立 2月本七郎 2月本日前 2月本日山中頭天王神主) ・ 4橋町が業立 2月本日前 2月本日山中頭天王神主) ・ 4橋県村野田小役池谷重兵衛合力無尽 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月番 彦上七日 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月本上郎右衛門 2月番 彦上七日 2月本 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月番 彦上七日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月本日 2月番 彦上七日 2月番 彦上七日 2月本日	· 勧化 (遠州諏訪明神)			・座頭宿泊	
内後宮津龍大明神) 7 月番 彦左衛門 7 月番 彦左衛門 7 月番 彦左衛門 地震・白風被害助成 ・動化(高野山高宮院) ・野九宮院仕切 ・野九宮院仕切 佐伯治 8 月番 佐仲治 ・富日曜番・温 ・富日曜番・温 地震・白風被害助成 ・川域・同株通行) ・高田堰番・温 ・自用電番・温 伊右衛門 ・同様度(疫病)退散析神 ・同田曜番・温 ・自用電番・温 伊右衛門 ・御印状維立 ・高田堰番・温 ・自用電番・温 第四日山上頭天井中 ・海衛村野町・(公家来通行) ・間崎市助郷(公家来通行) ・間崎市助郷(民張村田町) 第四日山上頭天上神上 ・海崎村野町・(公舎・電子衛合力無区) ・神奈川衛佐所剛 ・持衛・領別 1日 ・海島村野町・(公舎・産兵衛合力無区) ・ 旅島衛用 ・ 京島衛用 カ北関南西郷 ・一川崎市助郷(公家来通行) ・ 旅島御用 ・ 海島村野町・(公舎・産兵衛合力無区) ・ 旅島御用 カ北関係寄合 ・ 御藤御御田 ・ 海島村野町・(公舎・産産・金舎・大田・(公舎・産産・金舎・大田・(公舎・産産・金舎・大田・(公舎・産産・金舎・大田・(公舎・	·遠州光明寺開帳	· 紛失衣類取調 (火付盗賊改)			
(2 対	· 勧化 (丹後宮津籠大明神)				
佐仲治 8月番 佐仲治 佐仲治 8月番 佐仲治 地震・台風被害助成 ・川(長り ・ 川(青野郷(尾州株通行) ・ 高田覆番連 地域間(紫杏合 ・ 川崎宿助郷(医州株通行) ・ 高田覆番連 東立佐十郎 ・ 領田状総元(東京) ・ は疫(疫病)退散が様 ・ 国東取締出代領用財務型 名主佐十郎 ・ 前田状総元(東京湖行) ・ 藤海和田 日田 ・ 川崎宿助郷(公家栄通行) ・ 「川崎宿助郷(国際局別 上野国勢多郡天満宮) ・ 海島村野廻り役池谷重兵衛合力無区 ・ 神奈川岡彼所線れ 上野国勢多郡天満宮) ・ 網島村野廻り役池谷重兵衛合力無区 ・ 神奈川岡彼所線れ 上野国勢多郡天満宮) ・ 網島村野廻り役池谷重兵衛合力無区 ・ 神奈川崎宿的郷(公家栄通行) 田 ・ 参小化 甲斐国巨摩郡北山白山御宮) ・ 「藤場御用 名主七郎右衛門 ・ 編島村野廻り役池谷重兵衛合力無区 ・ 病院衛用 立財 ・ 一 「「日春 本上郎右衛門 ・ 「藤場御用 京城周川藤宿町郷(公家栄通行) ・ 「藤島加用 ・ 水切落人足 ・ 一 「一 「一 「一 」」「「「一 」」「「「一 」」「「「一 」」「「「一 」」「「「一 」」「「「一 」」「「一 」」「一 」」「 」」「	・川崎宿地震・台風被害助成	· 勧化 (高野山高室院)		・祭礼乞喰仕切	
地震・台風被害助成 ・川伐り ・高田堰番遣 助機関係寄合 ・川(内衛助域 (尾州様通行) ・高田堰番遣 切場間所容台 ・川崎宿助域 (尾州様通行) ・日本衛門 ・日本衛門 切るませ上郎 ・一川崎宿助域 (広東通行) ・日本衛門 ・日本衛門 名主佐上郎 ・福田本衛門 ・日本衛門 ・日本衛門 名主佐上郎 ・福田本道本所 ・国場場相 ・日本衛間 日本国山上東京王神主) ・海田本東本山 ・「市崎市助域 (尾張橋田) ・日本衛間 日本国自身多郡天満宮) ・海島村野廻り役池含重兵衛合力無区 ・村衛山衛役所検え 日本国自身多郡天満宮) ・前崎市助域 (公東央通行) ・「市橋市助域 (公東米通行) ・「市橋市加 カ郷関係寄合 ・利崎市助域 (公東米通行) ・「藤場御用 ・「海島御田 カ郷関係寄合 ・利崎市助域 (公東米通行) ・「藤場御用 ・「藤場御用 カ郷園 (京田・東海) ・「東島神野園り役池含重兵衛合力無区 ・「藤場御用 ・「東島御用 カ郷園 (京東・通行) ・「東島御田・東海御田・東京・西島・西島・西島・西島・西島・西島・西島・西島・西島・西島・西島・西島・西島・					
功機関係寄合 ・川崎宿助郷(尾州様通行) ・高田堰番遣 伊右衛門 9月番 伊右衛門 9月番 伊右衛門 領取調(火付盗賊改) ・時疫(疫病)退散析構 ・関東取締出役御用 名主佐十郎 ・御門状継立 ・原場御用 下総国中山牛頭天王神主) ・松橋林東山光明奉納 ・原場御用 下総国中山牛頭天王神主) ・松橋林東山光明寺村町奉納 ・間崎宿助郷(尾張村田野國・海州大葉山光明寺村町奉納 ・加崎宿助郷(尾張村田園・海州(用養」が名き兵衛合力無区 ・神奈川衛佐所観 町町 ・制川崎市助郷 (公彦朱通行) ・衛島村野國・投売合力無区 ・神奈川御佐所館 ・旅僧宿泊 カ級関係寄合 ・参札と原代伊右衛門 ・衛島村野國・投売を重長衛合力無区 ・藤場御用 カ級関係寄合 ・網島村野國・投売を重長衛合力無区 ・藤場御用 カ級関係寄合 ・制師宿助郷(公家来通行) ・鷹場御用 カの諸人野園・ ・動化(野川林彫向寺) ・加崎信助郷(公家来通行) ・原代(野川林彫向寺) ・動化(野川林郎の寺) ・町は、野川・ ・町は町郷(公家来通行) ・原本は ・海は野園・ ・海は野園・ ・原本は ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、野川・ ・海は、 ・海は、 ・海は、 ・海は、 ・海は、 ・海は、 ・海は、 ・海は	・川崎宿地震・台風被害助成	・川伐り		· 物	
(日本衛門) 9月番 伊右衛門 9月本 伊有衛門 9月本 伊右衛門 9月本 伊本中間 9月本 日本中間 9年期間 9月本 日本中間 9年期間 9年期間 <th< th=""><th>・川崎宿助郷関係寄合</th><th>·川崎宿助郷(尾州様通行)</th><th></th><th> ・高田堰番遣</th><th></th></th<>	・川崎宿助郷関係寄合	·川崎宿助郷(尾州様通行)		・高田堰番遣	
角取調 (火付盗賊改) ・時夜 (夜病) 退散祈祷 ・関東取締出役御用 名主佐七郎 ・御印状継立 ・鷹場御用 田 ・川崎宿助郷 (公家朱通行) ・鷹場御用 下総国中山牛頭天王神主) ・松橋掛替入用 ・鷹場御用 ・選州秋葉山光明寺灯明奉納 ・川崎宿助郷 (足張村) 上野国勢多郡天満宮) ・瀬島村野廻り役池谷重兵衛合力無区 ・村月番 富之助 上野国勢多郡天満宮) ・綱島村野廻り役池谷重兵衛合力無区 ・神奈川御夜所触れ 東間 ・参札と原代伊右衛門 ・旅島村野廻り役池谷重兵衛合力無区 ・旅島御用 カ畑 ・桐崎宿助郷 (公家朱通行) ・鷹場御用 ・藤島御用 ・動化(野川林影向寺) ・職場御開係寄合 ・福島御用 ・藤島御用 ・加崎宿助郷 (公家朱通行) ・調場御開 ・調場御開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		9月番 伊右衛門			
名主佐十郎 ・御印状総立 ・鷹場御用 田 ・川崎宿助郷(公家朱通行) ・歴場御替入用 ・川崎宿助郷(尾張村・加郷関係客合 ・温州秋葉山光明寺灯明奉納 ・川崎宿助郷(尾張村・加州衛市財際 ・川崎宿助郷(保護国三摩郡北山白山御宮) ・神奈川御俗所触れ 上野国勢多郡天満宮) ・網島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽 ・神奈川御俗所触れ 国之助 ・創化(用斐国三摩郡北山白山御宮) ・旅僧宿泊 日 ・参札乞境仕切 ・旅僧宿泊 カカ ・初日番 連右衛門 ・旅島和野廻り役池谷重兵衛合力無尽 ・藤陽御用 カカ ・利局宿助郷(公家来通行) ・藤陽御用 東海側 ・大切落人足 ・瀬島和野四り役、公家来通行) ・藤陽御用 ・水切落人足 ・大切落人足 ・瀬島御御用 ・加崎宿助郷(公家来通行) ・瀬島和野田郷(公家来通行) ・藤陽伽用 ・加崎宿助郷(公家来通行) ・加崎店町郷(公家来通行) ・加崎店町郷、公家来通行)	· 紛失衣類取調 (火付盗賊改)	· 時疫 (疫病) 退散祈祷		関東取締出役御用状順達	
申目 ・川崎宿助郷(公家衆通行) ・鷹場御用 下総国中山牛頭天王神主) ・松橋掛替入用 ・川崎宿助郷(尾張村・野国教会郡天満宮) ・瀬島村野廻り役池谷重兵衛合力無区 10月番 名主佐七郎 日本に開発の開始 上野国勢多郡天満宮) ・網島村野廻り役池谷重兵衛合力無区 ・神奈川御役所触れ ・神奈川御役所触れ 国之助 ・別代 日斐国巨摩郡北山白山御宮) ・旅僧宿泊 ・旅僧宿泊 日 ・祭礼乞喰仕切 ・旅僧宿泊 ・旅僧宿泊 カ ・御島村野廻り役池谷重兵衛合力無区 ・藤陽御用 ・病島御用 カ ・制協宿助郷(公家来通行) ・藤陽御用 ・病島御用 恵州瀬訪大明神) ・川崎宿助郷(公家来通行) ・藤陽御用 ・藤陽御用 ・加崎宿助郷(公家来通行) ・加崎宿助郷(公家来通行) ・瀬島山村駅向寺) ・畑崎市助郷(公家来通行) ・畑崎市助郷(公家来通行) ・加崎宿助郷(公家来通行) ・加崎市助郷(公家来通行) ・畑崎市助郷(公家来通行) ・畑崎市助郷(公家来通行) ・畑崎市助郷(公家来通行) ・畑崎市助郷(公家来通行) ・畑崎市助郷(公家来通行) ・畑崎市助郷(公家来通行) ・畑崎市助郷(公家来通行) ・畑崎市助郷(公家来通行) ・畑崎市助郷・ ・畑崎市助 ・畑崎市助 ・畑崎・	10 月番 名主佐十郎	· 御印状継立		- 鷹場御用	
下総国中山牛頭天王神主) ・松橋掛替入用 ・川崎宿助郷(尾張 ・遠州秋葉山光明寺灯明奉納 ・川崎宿助郷(で連兵衛台力無区 ・川崎宿助郷 (10月番 名主佐十郎 ・静化(甲斐国巨摩郡北山白山御宮) ・神奈川御役所触れ ・神奈川衛役所触れ ・神奈川御役所触れ 国之助 ・制化(甲斐国巨摩郡北山白山御宮) ・神奈川衛役所触れ ・ 神奈川衛役所触れ 五 ・参礼乞喰仕切 ・ 旅僧有別 ・ 旅僧衛用 カ ・ 総員村野廻り役池谷重兵衛合力無尽 ・ 藤陽御用 ・ 病傷利野廻り役池谷重兵衛合力無尽 ・ 赤衛海(大田郡 ・ 北島本町・ 北	・鷹場御用			・鷹場御用	
by Magli 保容合 ・遠州秋葉山光明寺灯明奉納 10 月番 名主任十旬 上野国勢多郡天満宮) ・綱島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽 ・神奈川衛役所触れ 国之助 ・別崎宿助郷 11 月番 国之助 日本主と郎右衛門 ・祭礼乞喚仕切 ・旅僧宿泊 カカカカ 10 日番 佐十郎代伊右衛門 ・藤場御用 か郷関係寄合 ・綱島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽 ・病気通行人世話 ・網島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽 ・病気通行人世話 ・期崎宿助郷(公家来通行) ・鷹場御用 ・本切落人足 ・瀬台、野川村影向寺) ・動化(野川村影向寺) ・加崎宿助郷(公家来通行) ・加崎宿助郷(公家来通行) ・調・11 日本・高・11 日本・高・11 日本・11 日本・1	· 勧化 (下総国中山牛頭天王神主)	・松橋掛替入用		·川崎宿助郷 (尾張様通行)	
L野国勢多郡天満宮) ・綱島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽 ・神奈川御役所触れ 富之助 ・川崎宿助郷 ・動化(甲斐国巨摩郡北山白山御宮) ・旅僧店泊 名主七郎右衛門 ・祭礼乞喰仕切 ・旅僧商用 カ ・御島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽 ・病急御用 助郷関係寄合 ・網島村野廻り役池台重兵衛合力無尽 ・病気通行人世話 助郷関係寄合 ・川崎宿助郷(公家朱通行) ・鷹場御用 ・加島村野廻り役池台重兵衛合力無尽 ・鷹場御用 ・加島有財郷(公家来通行) ・鷹島御用 ・かり落人足 ・御化(野川村影向寺) ・加崎宿助郷(公家来通行) ・卸化(野川村島山海) ・加崎宿助郷(公家来通行) ・一部・1100円 ・加崎宿助郷(公家来通行) ・加崎宿助郷(公家来通行) ・一部・1100円 ・加崎市助郷(公家来通行) ・一部・1100円 ・一部・1100円	·川崎宿助郷関係寄合	· 遠州秋葉山光明寺灯明奉納			
富之助 ・川崎宿助郷 電とし的右衛門 ・祭礼乞喰仕切 名主七郎右衛門 ・祭礼乞喰仕切 力 ・祭礼乞喰仕切 力 ・御島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽 遺機御用 ・・網島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽 意場御用 ・・網島御用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 勧化 (上野国勢多郡天満宮)	り役池谷重兵衛合		・神奈川御役所触れ(外国人との売買)	
申 ・ 勧化 (甲斐国巨摩郡北山白山御宮) 名主七郎右衛門 ・ 祭礼乞喰仕切 力 ・ 和島村野廻り役池各重兵衛合力無尽 遺場側用 ・ 川崎宿助郷(公家衆通行) 点場側用 ・ オ切落人足 ・ 水切落人足 ・ 前衛市助郷(公家衆通行) ・ かり落人足 ・ かり落人足 ・ かり落人足 ・ 前衛市助郷(公家衆通行) ・ 前衛市助郷(公家衆通行)		· 川崎宿助郷			
名主七郎右衛門 ・祭礼乞喚仕切 力 10 月番 佐十郎代伊右衛門 功郷関係客合 ・網島村野廻り役池谷重兵衛合力無尽 遠州諏訪大明神) ・川崎宿助郷(公家衆通行) ・ 川崎宿助郷(公家衆通行) ・ 本切落人足 ・ 本切落人足 ・ 動化(野川村影向寺) ・ 動化(野川村影向寺) ・ 前橋宿助郷(公家衆通行)	ш	・勧化(甲斐国巨摩郡北山白山御宮)		・旅僧宿泊	
10月番 佐十郎代伊右衛門 ・網島村野廻り役池合重兵衛合力無尽 ・川崎宿助郷(公家衆通行) ・鷹場御用 11月番 蔦右衛門 ・水切落人足 ・動化(野川村影向寺) ・川崎宿助郷(公家衆通行)		温		・鷹場御用	
・網島村野廻り役池合重兵衛合力無尽 ・川崎宿助郷(公家衆通行) ・鷹場御用 11月番 蔦右衛門 ・水切落人足 ・動信 野川村影向寺) ・加崎宿助郷(公家衆通行) ・川崎宿助郷(公家衆通行)	·座頭合力	10月番 佐十郎代伊右衛門		・病気通行人世話	
	・川崎宿助郷関係寄合			・鷹場御用	
· 鷹場御用 11月番 萬右衛門 ・水切落人足 ・動化 野川村影向寺) ・川崎宿助郷 (公家来通行)	· 勧化 (遠州諏訪大明神)	·川崎宿助郷(公家衆通行)			
11月番		・鷹場御用			
・水切落人足 ・動化(野川村影向寺) ・川崎宿助郷(公家衆通行)					
・動化(野川村影向寺) ・川崎宿助郷(公家衆通行)		· 水切落人足			
・川崎宿助郷(公家衆通行)		・勧化 (野川村影向寺)			
		·川崎宿助郷(公家衆通行)			
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		・鷹場御用			

史料であったのに対し、「公用地頭用控帳」は曽根知行所で掛った入	史料であったのに対し、「小	日拾九文	此丁せん(銭)拾三貫八百拾九文
「御公用村入用帳」が入用帳と題しながら御用留的な	先に検討した「御公用村で		〆拾四貫三百九拾壱文
	(後略)		(1)
合占()	一 同 壱人 弥五兵衛(合点)		(中略)
合占()	一人足壱人 六左衛門(合点)	御用ちょうちん張替、くさり取替へ	一弐百四拾八文
	同九日		去午年帳落
	山田村継場	右二付酒五合	一百四拾八文
燭)三丁	一百十八文 ろう足(蝋燭)三丁		同日
	正月八日	宅へ参り候	
	艶吉・清次郎	先納金利足之儀ニ付高田村鉄五郎拙	一百文
溝(の)口より請取池辺村へ継 夜半弐人	御鷹匠十代様人馬触、溝		四月八日
張紙代	一六拾四文(合点)	皆済持参	一百文
	(エ) 公用覚		三月朔日
	(二八名分略)	右宿払	一弐百七拾弐文
金次郎	一壱貫三百八拾六文		同
彦左衛門	一六貫四百十七文	御屋敷へ焼米持参、一夜泊り	一五百三拾弐文
	([†])		四月朔日
三百拾壱文六分六り五毛	公用地頭用合 三百拾壱-	先納金利足一条二付行	一百文
四分壱り二毛	壱石ニ付丁せん百廿七文四分壱り二毛		二月十三日
	是ヲ八十石ニ割	ろう(ろうそく)一丁	一拾六文
ん拾貫百九十三文	一拾貫六百拾七文 丁せん拾貫百九十三文		同
	公用分内掛り	仲間一条ニ付中井へ行	一百文
文二分五り(厘)三毛	壱石ニ付丁せん百八十四文二分五り(厘)三毛		二月十七日
	是ヲ高七拾五石ニ割	仲間へ遣ス	一百文

三九一文(丁銭で一三貫八一九文)、これに曽根知行所の知行高で割 村百姓も見える。 額も多い。掲げなかった部分には高田村や有馬村など曽根知行所の別 り替えが一二七文四分一厘二毛、 根知行所分)の一〇貫六一七文(丁銭で一〇貫九三文) り替え、一八四文二分五厘三毛となる。同様に公用での 計と公用を合わせた負担額が計算されている。地頭用の合計が一四 蝋燭や御用提灯などの事務経費などである。最初に年始へ出向いた 主の寄合・連絡にかかる経費、 川崎市宮前区〉、高田村は山田村の東境、 行所三か村 敷の「用人・侍・仲間」への酒代や心付、 部分は、 用費(経費)とその立替者を書き上げた入用帳である。(ア)の記載 を立替えた者が書き上げられている。 五毛が石あたりの負担額として算出されている。 の用人で、長く三か村を管轄した。(イ)の部分は地頭用諸入用の合 「源兵衛様」は「御地頭所様御用役相沢源兵衛様」『とある曽根知行所 入用費の書き上げで、正月の江戸地頭屋敷へ年始行費用、 (山田村・高田村 〈現横浜市港北区〉・有馬 皆済状や人別状の公的書類提出費用、 公用・地頭用合計三一一文六分六厘 筆頭の彦左衛門は名主役で立替 有馬村は北境と接する) 先納金利息に関する隣接知 (ウ) の部分は費用 の石高での割 「内掛り」(曽 (間) 村 〈現 名 屋 貫

の人馬費用や事務経費(張り紙・蝋燭代)の記述が確認できる。の曽根知行所分(内掛り)の書き上げで、先に検討した九給の「御公の曽根知行所分(内掛り)の書き上げで、先に検討した九給の「御公の人馬費用や事務経費(張り紙・蝋燭代)の記述が確認できる。

(地頭用)の営為をみていきたい。 安政四年・五年・六年の三冊分の内容を示した表3から曽根知行所

は悪化しており、その補填は知行所村々に転嫁された。「契約」外の「負 政二年(一八五五)の地震被害、安政三年の台風被害により旗本財 けペリー来航以降の大規模な動員や国家・社会体制の変化、 常的「負担」の記述は簡潔であるが、「泣く子と地頭」と語り継がれ 国役金宮などが見える。すでに「契約」として合意・納得している恒 年貢などの「負担」は、焼米納、 行付百姓)であることを意識し、 なる。年礼・儀礼は、年始、 年貢や諸役などの 合が多く持たれている。 にかかわる「不埒」な負担・要求があり、 震・台風の影響)、先納金の利息率、 人 る臨時の負担や私的 中見舞い、 「契約」外の案件に関しては、知行所名主間での合議・調整や担当用 「地頭用」の事項を大別すると、領主や地頭役所への年礼・儀礼関係、 (相沢源兵衛) との交渉・働きかけなど、その記述は多い。 は、本史料では、 年暮 (歳暮)などで、村・百姓の側からは領地・領民 「負担」関係、 ・恣意的な負担、 地頭屋敷の普請金・屋敷内の井戸掘り人足 土用見舞い・暑中見舞い、嵐見舞い、 皆済状提出、 他村知行名主との連絡・寄合関係に その帰属を確認する機会であった。 また地頭の奉公人「仲間 相対により決まる負担率など、 最善策を探る名主たちの寄 · 先納金、夏成金、 加えて安 中なり 畑成 とりわ きげん 知 寒

名主たちにとって受け容れられず、なにより領民の理解が得られないするように命じてきた。この類の臨時負担の高割が恒例化することは、井戸掘り人足を免除するかわりに屋敷御普請を三か村高割で負担除の方策を寄合で探り、地頭役所への働きかけが行われたが、地頭は除の方策を寄合で探り、地頭役所への働きかけが行われたが、地頭は安政五年の屋敷御普請・井戸掘り人足に関しては、井戸掘り人足免

表 3 山田村曽根知行所入用 *都筑郡山田村大嶋家文書

(公用) (心用) (地頭用) (地頭用) (地頭用) へ年始 2月 (地間) ・海兵権 ・海兵権 ・海兵権 ・海行所 ・海台遊園 ・カラ湾台遊園 ・カラ湾台域 ・カラ台域 ・カラ台域 <th>正月 ・源兵衛様年始 ・御屋敷用人・侍へ年始 ・知行所寄合(地頭屋敷普請、源兵衛様行、ろうぞく代) 2月 ・寄合廻状 (有馬へ) 3月 ・御屋敷様焼米納費用 (宿代) ・寄合 (先約金、有馬へ手紙、源兵様行)</th> <th>(公用) 正月</th> <th>〈地頭用〉</th> <th>〈公用〉</th>	正月 ・源兵衛様年始 ・御屋敷用人・侍へ年始 ・知行所寄合(地頭屋敷普請、源兵衛様行、ろうぞく代) 2月 ・寄合廻状 (有馬へ) 3月 ・御屋敷様焼米納費用 (宿代) ・寄合 (先約金、有馬へ手紙、源兵様行)	(公用) 正月	〈地頭用〉	〈公用〉
財産組織所 ・尾州様適行 工具 町村(管根知行所)へ年始 2月 ・海域側 ・海域 豆敷 (地頭江戸屋敷) 年始(宿代) ・含力(旅僧) ・幼石所 ご供加売機口・住・仲間へ年始(心付、酒) ・含力(旅僧) ・幼石所 ・(仲間之儀、有馬へ手紙、高田行、源兵衛行) ・含力(別程) ・寄台 ・(中間立儀、有馬へ手紙、高田行、源兵衛行) ・含力(別長期) ・寄台 ・(中間立儀・力) ・含力(別長期) ・寄台 ・(中間立儀・力) ・会力(所備) ・寄台 ・(中間立儀・力) ・会力(所備) ・寄台 ・(地間・電田・角馬)等合敵科(とうか・酒等) ・焼印(鷹場)引替 ・寄台 ・(大規・産用工府 ・公家来通行 ・寄台 ・(大力(()) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.月 源兵衛様年始 御屋敷用人・侍へ年始 町行所客合(地頭屋敷普請、源兵衛様行、ろうそく代) 月 月 同屋敷様焼米納費用 (宿代) 寄合 (先納金、有馬へ手紙、源兵様行) おった。 「ロルーデル	正月		
田村(曾根知行所)へ年始 2月 3兵衛 巨数(地頭江戸屋敷) 年始(宿代) ・舎力(旅僧) ・名力(旅僧) 巨数(用人・侍・仲間へ年始(心付、酒) ・舎力(旅僧) ・幼石所 (佐間之儀、有馬へ手紙、高田行、源兵衛行) ・舎力(別七) ・海位馬側口状線立(野川から高田) 2月 (先約金利分、高田行) ・台力(別七) ・寄台 ・海位 (先約金利分、高田行) ・台力(別七) ・寄台 ・お子 (先約金利分、高田行) ・台力(別七) ・寄台 ・お子 (大利金組) ・台力(小石)(陸町) ・寄台 ・お子 (大利金組) ・台力(別七) ・寄台 ・お子 (大田高中寺馬) 寄合飯料(とうか、酒等) ・協印(鷹場) 引替 ・寄台 ・お子 (大田高田寺馬) 寄合飯料(とうか・酒等) ・海田行の(鷹場) 引替 ・寄台 ・お舎 (大田・高田寺馬) 寄合飯料(とうか・海球・大田・高田・海県) ・海田・海田・寺 ・海田・寺 ・海田・寺 ・海田・寺 (大瀬本人) ・電板印(鷹場) 引替 ・海島 ・海台・海島 ・海台・ ・海台・ (佐瀬株本人) ・音の(大野・大田・海球・大田・海球・大田・海球・大田・海球・大田・海球・大田・海球・大田・大田・海球・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・	源兵衛様年始御屋敷用人・侍へ年始 明正新名(地頭屋敷書籍,源兵衛様行、ろうそく代) 日		正月	正月
	御屋敷用人・侍へ年始 和行所客合(地頭屋敷善請,源兵衛様行、ろうそく代) 月 寄合廻状(有馬へ) 月 例屋敷様焼米納費用(宿代) 寄合(先納金、有馬へ手紙、源兵様行) おっています。	· 張紙代	・源兵衛様年始	· 張紙代
2数用人・侍・仲間へ年始(心付、酒) ・合力(旅僧) ・名力(旅僧) ・知行所 2数用人・侍・仲間へ年始(心付、酒) ・ (御伝馬伽印状総立(野川から高田) 2月 2 (先約金利分、高田行) ・名力(小石川陸町鳥屋) 3月 2 (先約金利分、高田行) ・力 (小石川陸町鳥屋) 3月 2 (先約金利分、高田行) ・公家通行 ・ 寄合 2 (先約金利分、高田行) ・公家通行 ・ 寄合 2 (先約金利分、高田行) ・ 公家通行 ・ 寄合 2 (先約金利分、高田行) ・ 公家通行 ・ 寄合 2 (先約金利分、高地) ・ 会力(小石川陸町鳥屋) ・ 有力 2 (先約金利分、高年) ・ 会力(大力(個) ・ 会合 2 (出田高田有馬) 寄台飯料(とうふ・酒草) ・ 会和(個) ・ 会力 2 (出田高田有馬) 寄台飯料(とうふ・酒草) ・ 会力(大阪僧) ・ 会合 2 (出田高田有馬) 寄台飯料(とうふ・酒草) ・ 会和(職場) ・ 会力 2 (出間上間本局上間上間本局上間上間本人) ・ 会の ・ 会の 2 (出間上間本人) ・ 会の ・ 会の 3 日田の本人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人の会の ・ 会会の ・ 会の 3 日田の本人人人人人人人人人の会の、人人人人の会の ・ 会会の ・ 会会の 3 日田の本人人人人人人人人人人の会の、人人人人の会の、人人人会会の、会の、のののののでの会の、のののののののののの	40万所寄合(地頭屋敷普請,源兵衛様行、ろうそく代) 月 高合廻状(有馬へ) 月 御屋敷様焼米納費用(宿代) 高舎(先納金、有馬へ手紙、源兵様行) 出がなせ、「Interest	・鷹場御用	・御屋敷用人・侍へ年始	·鷹匠通行
(地伝馬御印以継立(野川から高田) 2月 (代間之儀、有馬へ手紙、高田行、源兵衛行) ・合力(以土) ・寄台遊 (先納金利分、高田行) ・台力(以土) ・寄台遊 春秋・人別帳納 ・砂化(豆州戸田村太行寺)対応 ・寄台遊 春秋・人別帳納 ・砂化(豆州戸田村太行寺)対応 ・寄台遊 松敷費用 ・砂化(一ノ宮) 4月 大の金型 ・砂化(一ノ宮) 4月 大の金型 ・砂化(一ノ宮) ・衛海 大い(山田・高田・有馬) 寄合飯料(とうふ・酒等) ・佐田・高田・有馬) 引替 ・ 京台 大久用(筆墨、茶代) ・尾州様通行 ・ 京台 大坂村 ・屋和株見分役人対応 ・ 京台 大坂村 ・屋川様通行 ・ 京台 大坂村 ・ 「屋川様通行 ・ 京台 おり ・ 「海州東通行 ・ 京台 おり ・ 「海州東通行 ・ 京台 おり ・ 「海州東通行 ・ 京台 おり ・ 「海州・東海(大海道 ・ 京台 おり ・ 「海州・東海(大海) ・ 「海村・東海 ・ 京台 おり ・ 「海州・東海 ・ 京田・東海 ・ 京台 おり ・ 「海洋・東海 ・ 「海洋・海 ・ 「海村・海 おり ・ 「海村・東海 ・ 「海村・海 ・ 京台 日の	回状(有馬へ) 数様焼米納費用(宿代) (先納金、有馬へ手紙、	・尾州様通行	2月	・合力 (川越下谷村座頭)
(仲間之儀、有馬へ手紙、高田行、源兵衛行) ・合力(均之川陸町鳥屋) 3月 ら(先約金利分、高田行) ・動化(豆州戸田村大行寺)対応 ・衛屋養 ・動化(一ノ宮) ・周屋養 ・動化(一ノ宮) ・月月 を放後、人別帳約 ・公家通行 ・寄合 ・動化(一ノ宮) ・月月 と(先約金、仮免取立) ・合力(旅僧) ・寄合 ・砂児等 た人用(筆墨、茶代) ・合力(旅僧) ・ 母子 ・ 協和見分役人対応 ・ 母子 ・ 寄合 ・ 海本 ・ 海本 ・ 海本 ・ 海本 ・ 海本 ・ 海本 ・ 大和 ・ 大和 ・ 大和 ・ 大和 ・ 大和 ・ 大田 ・ 大田 ・ 大田 ・ 大田 ・ 大田 ・ 大田 ・ 大田 ・ 大田	回状 (有馬へ) 酸様焼米納費用 (宿代) (先納金、有馬へ手紙、	4月	・寄合 (仲間一条、中井)	2月
会力(小石川陸町鳥屋) 3月 ・動化(豆州戸田村大行寺)対応 ・動化(豆州戸田村大行寺)対応 ・衛屋養 ・動化(一/宮) ・ 有 ・ 動化(一/宮) ・ 有 ・ 動化 ・ 動化(一/宮) ・ 有 ・ 動化 ・ 動化(一/宮) ・ 有 ・ 力 ・ 動化(一/宮) ・ 有 ・ 力 ・ 動化 ・ 会力(旅僧) ・ 有 ・ 会力 ・ を ・ 会力 ・ の ・ 会力 ・ 一角体見分役人対応 ・ を ・ 会会 ・ 会会 ・ 一角体見分役人対応 ・ を ・ 会会 ・ 会会 ・ 会会 ・ 会会 ・ 会会 ・ 会会 ・ 会会 ・	数様焼米納費用(宿代) (先納金、有馬へ手紙、	・大棚村へ礼(吉田村茂左衛門一件)	· 寄合 (先納金利息一条)	・日光新宮様通行
6数化・人別帳約 ・公家通行 ・ (豆州戸田村大行寺) 対応 ・ (毎度度) ため金、仮免取立) ・ 合力(旅僧) ・ 各分 た人間に適田・有馬) 客合飯料(とうふ・酒等) ・ 会力(旅僧) ・ 母力(現場) た人間田・高田・有馬) 客合飯料(とうふ・酒等) ・ 会力(旅僧) ・ 母力(別場) た人間(重慶、茶代) ・ 公家来通行 ・ 母台屋 た公園様へ上用見舞 ・ 会力(旅僧) ・ 母台屋 た衛様へ上用見舞 ・ 房日 ・ 母台屋 た衛様へ上用見舞 ・ 房間(電場) 引替 ・ 寄台(カー島本) た衛様へ直見舞 ・ 房間(電場) 引替 ・ 高日本 た衛様へ直見舞 ・ 房間(電場) 引替 ・ 高日本 会(作嗣で奉公、中井寄合、御屋敷行) ・ 日機(本) 動化 ・ 高台 会(源兵衛様代、有馬へ手紙) ・ 川崎宿り/西屋普詢見舞(地震・台風被害) ・ 第台 とは済春台飯料化 ・ 小田か行(雨をか、ら、8月) ・ 衛屋管 とは済春台の教科化 ・ 水届ケ行(雨をか、ら、8月) ・ 海台 とが着後へに、意) 養 ・ 水田ケ行(雨をか、ら、8月) ・ 海島 とば済春台の教科化 ・ 水田ケ行(雨をか、ら、8月) ・ 海台 とは様々に、第) 養 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	数様焼米納費用(宿代) (先納金、有馬へ手紙、	8月	・御屋敷へ焼米納 (宿代)	・「大還普請」
格放費用 ・公家通行 ・寄合 松放費用 ・台力(旅僧) ・台方(旅僧) ・母方(放傷) ら、(た約金、仮免取立) ・台力(旅僧) ・母方(放傷) ・母方(放傷) た、(山田・高田・有馬) 客合飯料(とうふ・酒等) ・焼印(鷹場) 引替 ・砂見等 たみ(田山市 高田・有馬) 客合飯料(とうふ・酒等) ・焼印(鷹場) 引替 ・寄合 (公人用(筆墨、茶代) ・公家来通行 ・寄合 (公人用(筆墨、茶代) ・「風林見分後人対応 ・寄合 (公額様へ直見舞 ・「展加(護場) 引替 ・「高田・寄台(公園・海内・高田・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(先納金、有馬へ手紙、	・川伐 (南土手)	3月	3月
大約費用 ・台力(旅僧) ・台方(旅僧) ・台方(旅僧) ・台方(旅僧) ・台方(旅僧) ・台方(水僧) ・台方(水僧) ・台方(水僧) ・均見等 ・おきら	月 Wanter of the set	·伝馬帳紙代	·皆済状納	·公家様通行
ら (先約金、仮免取立) ・合力(旅僧) ・皆済功 人(山田・高田・有馬) 客合飯料(とうふ・酒等) ・焼印(鷹場) 引替 ・砂見等と金借用出所 で入用(筆墨、茶代) ・公家来通行 ・寄合館 ・酒林見分後人対応 ・寄合館 ・酒林見分後人対応 ・寄合 ・海域様へ上用見舞 ・尾州様通行 ・寄合 お粉 ・尾州様通行 ・高田林 お粉 ・尾州様通行 ・高日 お粉 ・尾州様通行 ・高月 おの様の直見書 ・・焼印(鷹場)引替 ・高日 会(株別金利分、ろうそく代) 7月 ・一部の屋敷台 ・高田 島御師対応 ・一部の屋敷付 ・一部を一の機能の ・ 高屋 日日 ・一部を一の機能の ・ 高屋 ・ 日 日間が着かん ・一部を一の機能の ・ 日 ・ 日 日間が着から ・ 日 ・ 日 ・ 日 日間で数が、有馬へ手紙) ・ 川崎信の機関係会合く ・ お屋 ・ 日 日間で数は(おぎ・とうふ・あげ・むきみ)(他 ・ 水届ケ行(雨乞か、6~8月) ・ 海屋 とは漢字合阪料他 ・ 水屋 ・ 海 とは漢字を一のが対しでありが ・ 水屋 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		月6	4月	7月
大(山田・高田・有馬) 客合飯料 (とうふ・酒等) ・焼印 (鷹場) 引替 ・砂見等 で人用 (筆墨、茶代) ・公家衆通行 ・寄合館 京本様へ上用見舞 ・日間林見分後人対応 ・寄合館 た衛様へ上用見舞 ・居州様通行 ・ 京台 大部様へ上用見舞 ・尾州様通行 ・ 京台 大部様へ上用見舞 ・ 尾州様通行 ・ 京月 大部様へ上開見舞 ・ 居内(鷹場)引替 ・ 京台(月月本) ・ 「海佐藤へ上開見舞 ・ 京日 ・ 京日 ・ 「海佐藤へ山横木山へ、ララそく代) ・ 万月 ・ 京台(日月本地) ・ 日間が着り、有馬へ手紙) ・ 日後一直離大明報が表され出会、本村出会、本村出会、本村出会、本村出会、本村出会、本村出会、本村出会、本村	百. 月. 八. 九.] 灰棉	· 公家衆通行	・人別帳約	・(祭礼) 非人仕切(朝飯)
(全借用出所 所入用 (筆塵、茶代) 3月 ・公家来通行 ・御林見分役人対応 ・寄舎館 ・園林 ・園林 ・園林 ・園林 ・園林 ・園林 ・園林 ・園林 ・園林 ・園林	·妙見祭終了届		· 寄合 (先納金利息、拙宅、酒代)	日6
所入用(筆墨、茶代) ・公家衆通行 ・寄合館 氏衛様へ上用息舞 4月 ・ 電水 ため ・ 尾州様通行 ・ 万月 おり ・ 足州様通行 ・ 5月 おり ・ 足州様通行 ・ 5月 おり ・ 上屋割合金 ・ 高日本 ・ 佐町 (庫場) 引替 ・ 6月 ・ 佐町 (庫場) 引替 ・ 6月 ・ 佐町 (車場) 引替 ・ 6月 ・ 香む (大) がり ・ 一 日 ・ 香む (大) かん ・ 一 一 ・ 一 ・	寄合(先納金、地頭屋敷普請金)		・御用提灯修理	・村祭乞食仕切
た衛様へ上用見舞 ・個林見分役人対応 ・寄合 5級 ・尾州様通行 ・ 短状 13 日 (基礎へ上用見舞 ・ 尾州様通行 ・ 5月 14 日 (基礎を入土用見舞 ・ 原川株 ・ ・ 京合 15 日 (金融を利分、ろうそく代) 7月 ・ ・ 京母 16 (金融を利分、ろうそく代) 7月 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・寄合飯料(とうふ・あげ・肴・酒)		・源兵衛様手紙有馬へ(ろうそく代)	·尾州樣通行
衛様へ上用見舞 4月 ・ 原州様通行 ・ 5月 が数 ・ 尾州様通行 ・ 5月 状総立(有馬村へ) ・ 5月 ・ 寺台((先級金利分、ろうそく代) 7月 ・ 高田本 (先級金利分、ろうそく代) ・ 音取(杜) 動化 ・ 寄台((活級立(国役納、有馬村へ) ・ 3月後一宮籍大明神動化 ・ 7月 (仲間不奉公、中井寄合、御屋敷行) ・ 川崎宿小廼屋書請見集(地震・台風被害) ・ 寄合・ (源兵衛様行、有馬へ手紙) ・ 川崎宿小廼屋書請見集(地震・台風被害) ・ 寄合・ ・ 上路寄台・ 2・3・まげ・むきみ)(他 ・ 水田ケ行 (雨乞か、6~8月) ・ 御屋費 ・ 本衛人年(歳) 基 ・ 水田ケ行 (雨乞か、6~8月) ・ 海母費 山初籍 ・ 津島 ・ 海島 山初糖 ・ 津島 ・ 海台 山初糖 ・ 津島 ・ 海台 中初糖 ・ ※ ・ ※ 中の時 ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※ ・ ※	寄合(仮免取立、三役人飯料)		・出府(仲間一条、宿代)	·大川之伐
が終立(有馬村へ) ・ 定州様通行 ・ 5月 (大統立(有馬村へ)) ・ 5月 ・ 5月 (本統立(重集) 57名々代) ・ 7月 ・ 5月 (先統金利分、50名々代) ・ 7月 ・ 5名台(高度) (第6前分応 ・ 5月 ・ 5名台(高度) (2000年) ・ 5月 ・ 5日 (2000年) ・ 5月 ・ 5日 (2000年) ・ 5日 ・ 5日 (2000年) ・ 7日 ・ 7日 (2000年) ・ 7日 ・ 7日 </td <td>廻状(地頭屋敷普請金、有馬へ)</td> <td></td> <td>5月</td> <td>11月</td>	廻状(地頭屋敷普請金、有馬へ)		5月	11月
状盤立 (有馬村へ) 5月 ・寄台 (・ 中屋割合金 ・高田本 (・高田本 (・ (大約金利分、ろうそく代) 7月 ・高取 (村) 動化 (・寄台 (・ (大約金利分、ろうそく代) ・ 音取 (村) 動化 (・ 寄台 (・ 本部 (・ 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	H H		・寄合 (仲間一条、高田、ろうそく代)	・合力 (鳥屋)
6月 ・ 年屋割合金 ・ 高田 (先約金利分、ろうそく代) 7月 ・ 6月 (先約金利分、ろうそく代) 7月 ・ 香取(社)動化 ・ 衛屋 (海板立(国役納、有馬村へ) 8月 ・ 3円 ・ 3合 (源兵衛様行、有馬村へ) 8月 ・ 3合 ・ 3合 (源兵衛様行、有馬へ手紙) ・ 1川崎宿小西屋普請見集(地震・台風被害) ・ 3合 人飯料(ねぎ・とうふ・あげ・むきみ)他 ・ 水届ケ行(雨乞か、6~8月) ・ 領屋 ・ 皆落客台飯料他 ・ 水届ケ行(雨乞か、6~8月) ・ 衛屋 中間 ・ 水田が積 ・ 2合 山砂糖 ・ 11月 ・ 11月 ・ 14鳥 ・ 14鳥 ・ 14鳥 ・ 14鳥 ・ 14鳥 ・ 14鳥 ・ 14鳥 ・ 14鳥 ・ 14鳥	寄合(地頭屋敷普請金、源兵衛行、中井·有馬客合)		6月	
衛様へ嵐見舞 ・焼印 (鷹場) 引替 6月 (先納金利分、ろうそく代) 7月 ・寄む (社) 動化 ・衛室 (・海山師が応 ・遠州師訪明神勧化 ・ 3日 (株立、国役納、有馬村へ) 8月 ・ 3名 (源兵衛様行、有馬へ手紙) ・川崎宿小西産普請見集(地震・台風被害) ・ 3名 人飯料(ねぎ・とうふ・あげ・むきみ)他 ・ 水届ケ行(雨乞か、6~8月) ・ 3名 ・ 皆済客台飯料他 ・ 水届ケ行(雨乞か、6~8月) ・ 3個屋 ・ 皆済客台飯料他 ・ 水田ケ行(雨左か、6~8月) ・ 3日 ・ 11前 ・ 水田ケ行(雨左か、6~8月) ・ 3個屋 ・ 11月 ・ 3名 ・ 3名 山砂糖 ・ 11月 ・ 14鳥 ・ 14鳥 ・ 14鳥 ・ 3名 ・ 3名 ・ 3名 ・ 14鳥 ・ 3名 ・ 14鳥 ・ 3名 ・ 14鳥 ・ 3名	・高田村へ礼金(去日年助郷差村一条)		・源兵衛様土用見舞	
(先納金利分、ろうそく代) 7月 ・春取(社)動化 ・衛屋 ・意州諏訪明神勧化 7月 ・場へ間が力応 ・野径一宮龍大明神動化 ・寄合 大総立(国役納、有馬村へ) 8月 8月 (仲間不奉公、中井寄合、御屋敷行) ・川崎宿り畑屋普請見舞(地震・台風被害) ・寄合 (源兵衛様行、有馬へ手紙) ・川崎宿り郷関係寄合(久末村出会、茶代) ・御屋 人飯料(ねぎ・とうふ・あげ・むきみ)他 ・水届ケ行(雨乞か、6~8月) 9月 ・皆済客台飯料他 ・水田ケ行(雨乞か、6~8月) 9月 ・皆済客台飯料他 ・本日ケ行(雨を)事 ・衛屋 山砂糖 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	H H		7 月月	
御師対応 ・壺叭(社) 勧化 ・遠州諏訪明神勧化 ・現機立(国権対化 ・海州諏訪明神勧化 ・円後一宮龍大明神勧化 ・日後一宮龍大明神勧化 ・日後一宮龍大明神勧化 (仲間不奉公、中井寄合、御屋敷行) ・川崎宿小西屋普請見舞(地震・台風被害) (源兵衛様行、有馬へ手紙) ・川崎宿助郷関係寄合(久末村出会、孝代) ・皆済寄合飯料化 ・水届ケ行(雨乞か、6~8月) ・皆済寄合飯料化 ・水届ケ行(雨乞か、6~8月) 山初穂 ・小田が譲	容合 (御屋敷井戸掘御免、仲間不埒、高田行、有馬行)		・御屋敷様土用見舞(宿代・菓子代)	
() 遠州諏訪明神勧化 () ・ 遠州諏訪明神勧化 () ・ 予後 () 宮龍大明神勧化 () ・ 予後 () 宮龍大明神勧化 () () () () () () () () () () () () ()	・御屋敷へ土用見舞、暑中見舞(宿代・菓子代)		8月	
・丹後一宮龍大明神動化 状盤立 (国役納、有馬村へ) 8月 (仲間不奉公、中井舎合、御屋敷行) ・川崎宿小西屋普請見舞(地震・台風被害) (源兵衛様行、有馬へ手紙) ・川崎宿助郷関係寄合(久末村出会、茶代) 人飯料(ねぎ・とうふ・あげ・むきみ)他 ・水届ケ行(雨乞か、6~8月) ・皆済寄合飯料他 ・皆済寄合飯料他 面様久年(歳)事 ・出初穂	月		・源兵衛様手紙有馬へ	
	寄合・御屋敷行(井戸掘り御免願)		11月	
(仲間不奉公、中井寄合、御屋敷行) ・川崎宿小廼屋普請見舞 (地震・台風被害) (源兵衛様行、有馬へ手紙) ・川崎宿助郷関係寄合 (久末村出会、茶代) 人飯料 (ねぎ・とうふ・あげ・むきみ) 他 ・皆済寄合飯料他 ・水届ケ行 (雨乞か、6~8月) 衛様へ年 (歳) 幕 山初穂	月		・国役金納廻状(高田から有馬へ)	
(源兵衛様行、有馬へ手紙) ・川崎宿助郷関係寄合 (久未村出会、茶代) 人飯料 (ねぎ・とうふ・あげ・むきみ) 他 ・皆済寄合飯料他 ・本届ケ行 (雨乞か、6~8月) 面様へ年(歳) 幕 山初穂	寄合 (御誓請金、高田)		·国役金納	
・水届ケ行 (雨乞か、6~8月) ・皆済寄合飯料他 ・山初穂	御普請金持参		・寄合 (利分之儀)	
・あげ・むきみ) 他	В E		・畑年貢納廻状(高田から有馬へ)	
	· 御屋敷普請見舞 (酒代)		·畑成納	
	1月		12月	
	寄合 (国役納)		・三役人寄合 (夕飯代)	
	・津島御師対応		・寄合 (三か村勘定)	
	・源兵衛様上方より帰宅ニ付挨拶(酒代)		・榛名山初穂	
· 御用人· 御屋敷へ年暮(菓子代、宿代) 12 月	2月		・源兵様へ寒中見舞	
・寄合(仲間之儀、御屋敷行)・寒中見・寒中見	·寒中見舞		・御屋敷へ年暮 (用人へ酒代、宿代)	
・三役人	三役人(高田・有馬・山田)飯料		・源兵衛様へ年暮	
・源氏衛	・源兵衛様御年暮		· 府内小歩行代	
- 棒名山	·榛名山御初穂		・御用提灯修理・筆墨代・炭代	
· 助鄉小	·助郷小歩行代		・寄合 (利分之儀、有馬1度、高田2度)	
・御屋敷	・御屋敷へ御年暮(宿代)			
· · 等墨代	筆墨代			

とが この問題の背景にはペリー来航以降の軍役の増大により、武家奉公人 れており、 いきれなかったのである。 武家奉公人は全体的に不足し、 の需要が高まった幕末期固有の状況がある(その後慶応期まで続く)。 の出費を「不埒」とし、寄合では仲間の「不奉公」が話し合われている。 知行所三か村で仲間を雇って 割、一金弐両ト銀四拾匁定例納、外二銀四拾匁仲間壱人増給金」とあり、 ている。 月一八日)とあるように、 に「三ケ村ニて仲間五人出ス、 ことから、「右高割ハ御免願、三ケ村名主計ニて出金致候相談致候」(七 にはさらなる増分と記されている。 「相談」されている。八月一七日には御普請金が地頭へ納められ 「仲間」に関しては、 村の大きな負担となっている。「公用地頭用控帳」ではこ 高割を回避し、三か村名主の出金で賄うこ (給金の賄い) 安政六年一二月「御国役上給割附帳」器 内山田村ニて壱人出ス、来ル申年上給 仲間の賃金も高騰、 このほか彼らの酒代も計上さ おり、 翌年 地頭の財源では賄 (申年、 万延

明である。

力運搬費(小歩行代)などの事務経費のほか、名主彦左衛門は「榛名この他の「地頭用」としては、筆墨代や御用提灯修理費、御用荷人

知行所の公用とし経費を計上している。理由は不明である。当たっている)、榛名山(上野国)と津島社(尾張国)の対応は曽根香取大神宮、遠州諏訪明神、遠州光明寺、丹後宮津籠大明神の対応に上されていたが(例えば安政四年七月、当番名主であった彦左衛門は、上がのでは、「津島御師案内」費用を計上している。先に検討したように山初穂」「津島御師案内」費用を計上している。先に検討したように

較し確認していただきたい。 公用村入用帳」と重複するのでここでは検討しない。表2と表3を比公用村入用帳」と重複するのでここでは検討しない。表2と表3を比「肉掛り」(曽根知行所分)の「公用」の内容は、先の給々名主「御

「村内給々廻状」と村政運営

(一)「村内給々廻状」の形式・様式

月番名主は外部から来た廻状類を村内の給々名主に順達し、 茂家に他の名主が出した廻状が残った理由は後者の例が多い。 重要度が低い場合はその指示がなく、「留り」に残ることがある。 後の宛名人)」から元(差出人)に戻せと指示がある場合と、 助)と他名主の筆跡のものがある。 数の月番名主であるので、 村入用帳」 の廻状ではなく、 のは順達前後に 討した給々名主の御用留 出した廻状 Ш 田村の河野知行所名主織茂家には、 へは書き留められていない場合が多い。 (「村内給々廻状」とする) 「御公用村入用帳」へ書き留めたのである。 月番名主が初発のものも残るが、 「御公用村入用帳」との関係で整理すれば、 残った廻状は当時の織茂家当主 廻状は一 月番名主が他の給々名主宛に が残る。 般的に順達後、 廻状の差出人が複 廻状の形式・様式 これらは (名主富之 一留り 外部から 重要なも 「御公用 内容

を示すため二例掲げたい

〔史料三〕

以廻文申達候、然は鷹御用トして来ル四日江戸御出立ニて当領へ御

越ニ相成候間、例年之通り田場水切落シ可申付候

一当年の儀は田場通り足入之場所多ク有之候間、御捉飼之差支ニ不

相成候樣可被申付候

一渡し仮橋修覆懸替等無油断是又可被申付候

一村々殺生人不入込様、小前一同へ心得候様可申付候

立申間敷候、并ニ池沼水溜り等ニて魚猟一切不相成候間、右は前一野耕地ニて野火肥火簂火等決て不相成候間、惣て高声ニて諸鳥追

文之通り村々村下へ請印致し、以刻付早々順達留村より我等方へ

可被相返候、以上

十一月五日 午ノ中刻

右之通り御用廻文丸写ニ致し候、就ては水切落人足御給々ニて壱人

ヅ、、明日六日二メ下へ御差出シ可被下候、以上

月番

十一月五日

名主 富之助(印、河野知行所

御名主 伊右衛門様 (合点、鈴木知行所)

同佐十郎様(合点、幕領)

同彦左衛門様(合点、曽根知行所)

同 七郎右衛門様(合点、志村知行所)

同 佐仲次様(山本知行所)

猶々申上候、明五ツ時迄二、人足御差出可被成候、以上此廻状留よ

り我等方へ御返シ可被下候

年欠であるが、名主のメンバー構成から安政年間から文久元年 年欠であるが、名主のメンバー構成から安政年間から文久元年 年欠であるが、名主のメンバー構成から安政年間から文久元年 年欠であるが、名主のメンバー構成から安政年間から文久元年 年欠であるが、名主のメンバー構成から安政年間から文久元年 年欠であるが、名主のメンバー構成から安政年間から文久元年

(史料四)

(下札)「御礼之護摩宜敷義と奉存候、冨之助様より別当寺へ御達可

被成侯 左中二]

御頼、 り昨今之通り神酒銭廿四文ツ、軒別御集被成、一同御立会御礼之こ 下候以上 ŋ 依之明十六日より十八日迄三日之間休、 帰宅仕候間、此段御達申上候、 以廻状得貴意候、然は榛名山代参之もの両人共今夜戌ノ中刻頃無事 願上候、 二御座候可否御下札二被成、 (垢離) 仕可然哉と奉存候間、 御礼之護摩差上候ては如何可有之候哉、 先は不取敢奉申上候、 留り富之助様より長泉寺様へ御通達奉 扨御利益を以能御湿仕り難有奉存候! 猶廻状御披見之上、早々御順達可被 此段御達申上候、 正月仕り、明十六日早昼よ 此段各々様方御承知 就ては長泉寺様

同役

六月十五日 伊右衛門

亥上刻出ス

御名主

同 佐十郎様 (下札)「御廻状之趣至極宜敷と奉存候間、此段申

上候」

同 彦左衛門様 (下札)「御廻文之趣承知仕候、以上」

同 佐仲治様 (合点)

同 七郎右衛門様 (合点)

同 富之助様

尚々各々様方こは御相談も仕度儀御座候間、小前之もの不立合内々

御出会可被下様奉願上候、以上

は、 除災祈願に関しては、 求められていることもあり、 せとの文言無し)の富之助 案件への冨之助の助力(寺への依頼)を求めている。廻状は「留り」(戻 さらに佐仲治は先頭の下札で「宜敷義と奉存候」と承認を示した上で、 と同意を示し、佐仲治と七郎右衛門は「合点」で承知を表明している の廻状で、五人の給々名主に順達されている。廻状を発した伊右衛門 木知行所名主、後述するが綱島寄場組合の小惣代でもあった) とから安政年間から文久元年のものと考えられる。月番の伊右衛門(鈴 ことを求めている。 この史料も年欠であるが、名主のメンバーが史料三と同じであるこ (「各々様方御承知ニ御座候可否」)、その回答を「下札」に認める 自身の提案 (趣) に対する承諾 (「可否」) を廻状で給々名主に問 佐十郎と彦左衛門は下札で「至極宜敷」や「承知 他の事例と合わせ後述するが、ここでは相給村 (織茂) 合点は記されていない。 家に残り、 彼にはその後の助力が 内容の雨乞等の が初発

能も持っていたことを確認しておきたい。

(二)「村内給々廻状」の内容

に分類すると以下のようになる。織茂家には六一通の村内給々廻状が残っていた。その内容を大まか

容不明五通 点検四通 除災祈願八通 〈一〉宿場御用一六通 七 〈五〉神社祭礼四通 帳外一通 〈二〉組合村 〈八〉「負担」関係内容不明三通 一五通 <u>숙</u> 道 $\widehat{\Xi}$ 橋・川の普請、 鷹場御用五通 九 見回、 回 内

討した曽根知行所の「地頭用」にも見られず、これらが明らかにでき 身分秩序に関する出入りや訴願処理・内済行為、 る身近な小事ほどの意味で、 れていない。身近な営為とは、国事・有事に繋がるような大事に対す 廻状では神社の祭礼や除災祈願を例外として村内の身近な営為は扱わ ないことは本稿が対象とした諸史料の限界としておきたい 各種講活動などの民俗・生活事象などである。この類の営為は先に検 の公用であり、 内容が不明な 先の 八 「御公用村入用帳」 九 は別として、〈一〉から〈七〉が給々一 日記研究域が明らかにした村内の権益 の内容(表2)と対応する。 冠婚葬祭や年中行事 村

内容から比定すると幕末期のものが多い。が中心である。廻状は年欠のものがほとんどであるが、村役人構成や公用村入用帳」の内容と同様に広域行政(地域社会)にかかわる案件型状の内容は、宿場御用、組合村関連が多く、鷹場御用が続き、「御

このチームが、ペリー来航以降から維新を迎える時代に、その存在自さらに執行の体制は、広域行政に対応するチームとしての側面を持つ。給々名主の月番制や「村内給々廻状」に見る山田村の連絡・合議、

落の給々廻状が情報共有とともに給々名主たちの合意形成や稟議の機

的役割を強める組合村に絞り検討する。

ないきたい。内容に関しては、除災祈願と、開港前後から治安や防衛整を取りながら、どのように村政を運営していったのか、廻状から探っ整を取りながら、どのように村政を運営していったのか、廻状から探っをを取りながら、どのように村政を運営していったのか、廻状から探っをを取りながら、どのように対している。

① 除災祈願と給々名主チーム

がある。 を取り、 野知行所名主)が寺との調整を求められている。この提案は合意を得 に問うている。 う企画である。前述の通り伊右衛門はその「可否」を廻状で給々名主 たのを機に、お礼の護摩祈祷を三日間正月 の雨乞により雨を得たため(「御湿仕り」)、代参者が榛名山から帰っ 代参者が榛名山に向かった。廻状にある伊右衛門の提案は、 山であった。お水貰いで効験があり雨が降ると、お水返しと称し再び が、後者の場合は広域な企画となった。そしてその聖地の一つが榛名 撒き雨を誘う祈願で、この地方では広く行われていた宮。この雨乞は 霊験のある聖地へ聖水を貰いに向かい、持ち帰った聖水を村内各所に 乞後の御礼祈祷に関するものである。雨乞の一形態であるお水貰いは て執行されたようだが、 村または複数の村 除災祈願に関しては、先の史料四の雨乞から検討したい。 三日間の休日を設け祈祷を企画した背景はもう少し探る必要 場所は村内の長泉寺 (村連合)の代表が代参という形で聖地へ赴いた 給々名主たちがチームとしてイニシアティブ (河野知行所管轄) (休日) にして村総出で行 で、冨之助(河 内容は雨 お水貰い

要素をともなうことから、若者組を中心とする小前百姓が実施を要求一般に雨乞などの除災祈願は、休日(遊び日)や酒宴などの娯楽的

る。 続けて除災祈願に関する廻状を紹介したい。雨乞とは逆の日乞であ

(史料五)

早々御順達可被下候、以上 様方は勿論銘々参詣いたし候様御達し可被下候、猶此状御披見之上護摩修行可仕候間、其御支配下神酒銭軒別百文ツ、御取集メ、各護摩修行可仕候間、其御支配下神酒銭軒別百文ツ、御取集メ、各

月番名主

五月十三日 佐助(幕領)

同 又右衛門(鈴木知行所

御名主

三之助様(合点、山本知行所)

彦左衛門様(合点、曽根知行所)

七郎右衛門様(合点、志村知行所

同

同

同 富之助様(河野知行所)

追て彦左衛門様へ御願申上候、本文護摩修行之儀長泉寺様へ御願る

以上被下候、人足も壱両人入用ニ可有之候間、此又宜敷被取計可被下候、

り御神酒銭が徴収されている。 状は同家に残った。 年(一九六七)九月の廻状(史料一五)まで名が見えるが、その後は 祷を願う「族_ の参加も求めており、祈願参加は 達し可被下候」とあるように、名主の参加は「勿論」、「銘々」(村民) 三之助に替わる。以上の比定から、この廻状は慶応四年(一八六八) 鈴木知行所名主又右衛門が加わる。山本村知行所名主佐仲次は慶応三 料一二)から、幕領名主に佐助、そしてその後地域のリーダーとなる また広く「世の中」に不満を持つ小前百姓と考えられる。 五月に出されたものである。理由は不明であるが月番名主が二名 年間の名主構成と変わらないが、元治元年(一九六四)六月の廻状(史 の名主役が新たになっている。文久元年(一八六一)四月までは安政 るという。 のは 年欠だが、安政年間と比較すると、幕領と鈴木知行所、 冨之助 「御祈祷相願度旨申出候族も有之趣難捨置」とあることで、 「族」は前述した当時の一般的傾向から村政、自身の生活 (織茂家) がいて、その願い 日乞の護摩祈祷を妙見社で行うとの内容で、やは が「留り」であることから、彼の合点はなく廻 「各様方者勿論銘々参詣いたし候様御 一種の「村役」であった。注目した (要求)を無視できないので実施す 山本知行所 祈

次の史料は風祭と雨乞のものである。

(史料六)

より御出席可被下候、且御神酒銭軒別百文ツ、御取集御持参可被下行可致候間、其御配下へ御触達し被下、各々様方は勿論、一同早朝廻状ヲ以得御意候、然は来ル十九日例年之通大善寺ニおゐて風祭修

猶此廻状村々御順達可被下候、以上日二は御水着可致候間、就十九日風祭之節、得拝顔万々可申上候、当村之儀も組合二相成候間、此段御承知可被下候、左候ハ、、廿一当村之儀も組合明十七日出立、上州榛名山江御水貰ニ差遣し候積、候、猶御天気照続候ニ付、雨乞之儀綱島村飯田助太夫殿より被相触、

名主

七月十六日 又右衛門

(宛名五名略)

関東取締出役 係 取立の出願者であった。雨乞などの除災祈願と組合村・農兵に共通 風祭は村内大善寺で村の行事として行われている。一方、 時の祭」と呼んだ)であったのに対し、台風の除災祈願である風祭 七月の廻状である。雨乞が被害に応ずる臨時の行事 締出役など為政者の関心事であった。 るものは地域の危機管理の問題である。災害と一揆・騒擾の連関 太夫が大惣代、又右衛門が小惣代)であり、 を受けた又右衛門の二人の人物である。二人は綱島組合の役人惣代(助 注目したいのは雨乞の触れを出した北綱島村名主飯田助太夫と、 のお水貰いの雨乞で、綱島村寄場組合(以下綱島組合と略す)の内 合村を単位に村が連合して行われているる。史料四と同様に榛名山 はこの地域で年中行事化 四、五か村が連合して(組み合って)行った(代参者によるお水貰い)。 宛名五名は略したが名主メンバーは史料五と同じであり、 は周知のことであり、 (寄場組合) 災害にともなう治安の悪化は、 (歳事化)しており、「例年之通」とある。 の管轄領域であった®。 当然災害を除く「除災祈願 後述する綱島組合農兵隊 前述の通りペリ (柳田国男は 常に関東取 慶応四 雨乞は組 触 関 臨

のイニシアティブを握り、 裕層・村役人層は戦慄した。山田村や周辺地域 揆が起こり、 能性は高まっていた。この雨乞が企画される二年前には武州世直し一 不安が募っており、この時期、一揆や騒擾(世直し運動)に繋がる可 が頻発、また横浜開港にともなう経済的混乱により、人びとに不満と 来航以降の不安定な政情から政権が交替し、安政期以降は天災や疫病 を創出し、村民の不満・不安・閉塞感の緩和・拡散・解放を図り、 このような時代的・地域的状況の中で、 人びとの心意統治質を果たそうと努めたのである。 合村も除災祈願を広範囲で企画・実施し、 横浜を目指した一揆勢に為政者はもとより当該地域の富 祈願に伴う遊びの場・空間 給々名主チームは、 地域の安寧や世直しを願う (横浜近郊) (飲食・遊興等) 除災祈願 をめぐる 組

現在も山田で行われている虫送りの廻状を紹介したい。

[史料七]

ツ、御取集御持参可被下候、此状御披見之上、早々御順達可被成候、時揃罷出候様御配下へ御達し可被成候、且又御神酒銭之儀軒別百文奉賀候、然は来ル八日虫送仕度候間、昨年之通妙見社へ一同正九ツ以廻状得貴意候、厳暑之節ニ御座候処、各々様益御壮栄御勤役之段

同役

以上

六月四日 栗原又右衛門

御名主

男全左助様 (合点)

同 市川三之助様 (合点)

同 大島彦左衛門様(合点)

同 栗原七郎右衛門

同 織茂富之輔様

見える山田村の除災祈願は、 こと、 偕楽するを俗に正月と云う」とするが、近世後期の除災祈願全般に当 歩き終わって神酒を飲む」とあり、虫送りは村民の「偕楽」として「社 村々是調査書』
図の「生活および社交」項目 続けられている。明治三六年(一九〇三)刊行『神奈川県都筑郡中川 東山田に分かれるが、虫送りは山田神社 が、現在虫送り以外は途絶えている。 いる。平成一七年(二〇〇五)には横浜市の無形民俗文化財に指定さ う本来の意味を失い、地域住民の「社交」の場・空間として存続して てはまる規定である。そして現在行われている虫送りも「除災」とい 交」に分類されている。同書は「臨時の正月」を「仕事を休みて飲食 祭正月(虫送り)は予め定まれる順路を夕方より笛太鼓を囃して練 各人が苗字を持つことから明治初年の廻状である。妙見社に集合する く「伝統」行事である。 虫送りは虫害への除災祈願であり、 その「伝統」は地域の紐帯となり誇りともなっている。 酒代が徴収されることは他の除災祈願と変わらない。廻状等に 名主のメンバーは史料五・六と同じであるが 雨乞・日乞・風祭・氷祭・虫送りである 旧山田村は現在、北山田・ 山田村 (旧妙見社) (「臨時の正月」) には (現南山田)で現在も続 のある南山田 一田 \mathbb{H}

② 村の武装化と給々名主チーム

の対象は横浜開港に反対する勢力、そして世直し運動を展開する勢力、殺候」(史料一二及び注50)とある武力的・暴力的統治である。統治「手余り候節は打果候」「手ニ余り無余儀場合ニ至り候ハ、、打殺し切除災祈願が心意統治であるのに対し、寄場組合村の防衛・武装化は

場合によっては自村・自領の村民・領民が対象になる可能性もあった。 場合によっては自村・自領の村民・領民が対象になる可能性もあった。 場合によっては自村・自領の村民・領民が対象になる可能性もあった。 場合によっては自村・自領の村民・領民が対象になる可能性もあった。 場合によっては自村・自領の村民・領民が対象になる可能性もあった。 場合によっては自村・自領の村民・領民が対象になる可能性もあった。

(史料八)

明九日夕刻迄二御届可被下候、以上尚々七郎右衛門様へ申上候、去二日出会之節申上度候割合金之義、

状御披見之上早々御順達可被下候、以上中より達来候間、則御達申上候、刻限無遅滞御出張可被成候、猶此人ツ、弁当御持参綱島村名主政之丞方江御出会可被成旨、寄場役人人ツ、弁当御幇参綱島村名主政之丞方江御出会可被成旨、寄場役人以廻状得貴意候、漸々快晴御同前ニ大慶至極奉存候、然は横浜御取以廻状得貴意候、漸々快晴御同前ニ大慶至極奉存候、然は横浜御取

同役

申三月八日(安政七年)

日 伊右衛門

御名主

佐仲治様 (合点)

同 彦左衛門様 (合点)

同 七郎右衛門様 (合点)

同 富之助様

同 佐十郎様

いる。 組合から山田村へ出されたもので、「横浜御取締一条ニ付御相談」 思想的「争点」の地となったのである。このような時代的・地域的状 に向けられた。繰り返すが、 外交問題になりかけた。さらに安政七年 られる。翌月閏三月朔日には次の廻状が届く。 木戸の状況

『や桜田門外の変直後の防衛対策などが相談されたと考え ため南綱島村名主政之丞(寄場名主)宅へ参集することが命じられて されることになる。この廻状は桜田門外の変の直後 況を受け、横浜近郊の村々は、横浜の防衛と横浜近郊の治安維持を任 た桜田門外の変により水戸藩急進派の勢いは増し、彼らの矛先は横浜 ら翌年にかけ横浜および横浜周辺で同類の事件が度々引き起こされ 水戸を中心とする攘夷派浪人による外国人殺傷事件であった。 安政六年(一八五九)六月の横浜開港にともない問題となったのは、 相談の内容は記されていないが、二月末に設置された見張番屋 横浜はその存在自体が外交的・政治的 (万延元年) 三月三日に起き (五日後) に綱島 同年 0)

(史料九)

以上

| 以上
| 以上
| 以上
| の別のでは、
| ののでは、
| のの

同役

閏三月朔日 伊右衛門

印

宛名五名略

が視察する予定だったが、その延引を知らせる急廻状である。 には山田村で「横浜御取締向村方議定」が締結される。 うな動きを受け、 鶴見川の橋に設けられた関門・見張番屋を関東取締出役石井権之助 綱島村組合村々の体制的な対応が進む。 同月一七日 このよ

(史料一〇)

議定一札之事

奉畏候、 被 取建二相成、 り厳重被仰出、 今般横浜町之儀は別段御取締として御勘定御奉行山口丹後守様よ 人数差出シ、見張番屋へ相詰可申旨 仰渡、 依之議定取極候処左之通り 私共村之儀は綱島村橋関門防として人数可差出旨承知 万一横浜ニおゐて急変出来致シ候節は最寄村々より 玉川筋渡船場・鶴見川通り橋々へ関門見張番屋御 御取締御出役様御廻村之上

申候、 御公儀様御法度之儀は不及申都て村方掟之儀堅ク相守可申 致候、 横浜二おゐて違変出来致シ候節は、村役人中より御差図次第綱島 はハ支度致居り、 壱昼夜代り相詰メ可申候、 橋へ相詰メ可申候、 罷出候儀は勿論見廻り之儀可仕候、 代り合可申候、 之もの支度いたし居り、御差図次第罷出、壱番之ものと代り合可 壱番組之者引戻し候ハ、、右人数ニて村方見廻り、 残り三番組之ものは昼夜に不限代りく、村方見廻り取締可 人数不残引戻シに相成候迄は右振合を以詰場所へ 是又御差図次第詰場所へ罷出、 尤壱番手より弐番三番手迄組分ケ致シ、壱組 且壱番手人数繰出シ候ハ、、 若又詰場所より先々へ人数繰 弐番組之ものと 跡弐番手 三番手 -候事

> 出シ相成候共、 御差図次第違背仕間敷候事

但食事儀は詰場所へ罷出候者のみ焚出より弁当差送り可申候、 村方見廻り致シ候ものは銘々宅ニおゐて食事致候事

人数繰出シ候節は太鼓ヲ相図ニ急速名主佐仲次方へ駆付一同勢揃

いたし区々ニ不相成様可致候事

火之元大切之儀は勿論ニ候得共、 詰場所へ罷出候節は別て念入可

申候

人数繰出シ中并村方見廻り之ものニ至迄酒一切給申間敷候、 同

可為禁酒事

焚出し之儀は下根七右衛門・二メ鹿蔵・宮下元次郎・芝生平蔵拾 支様に仕候、尤代料之儀は其時々之相場ヲ以相払可申事 四人二て申合セ、人数繰出シ之太鼓ヲ相図ニ早速焚出シ、 聊無差

但詰場所へ持運之儀は村方人足ヲ以差送可申事

喧嘩口論等不致様急度相慎ミ相互ニ勘弁致シ可申候、 違之もの有之候ハヾ、 早速村役人へ申聞差図ヲ請可申事 万一以心得

諸入用之儀は何程相掛り候共、隣村之振合を以割合被成下候ハヾ

聊無差支差出可申事

右之条々堅ク相守可申候、

依之壱番手弐番手三番手迄夫々役割議

万延元年 定取極連印致置候処、 如件

閏三月十七 日

武州都筑郡山田:

壱番手

名主 佐仲次

同 佐十郎

年寄 利兵衛

(一三三名略)

軒が一軒から二名の人を出している。 亡などの理由がうかがえる。また曽根知行所で二軒、 家は四軒、 すると、曽根知行所一四軒の内、 が一二名、三番手組に曽根知行所百姓が六名、 行所百姓が七名、二番手組に曽根知行所百姓が三名、 番の構成員を比較すると、一番手組に曽根知行所百姓が四名、 島橋詰メ」の肩書の者がいる。各番の統括は給々名主が二名で担当す 番ごとに「高張」「階子」「弁当持」「鳶口」、本部に「太鼓持」「焚出シ」「綱 本部を伊右衛門 所名主)、三番手を富之助(河野知行所名主)・松之助(鈴木知行所年寄)、 名主)、二番手を彦左衛門 で対応している。一番手を佐仲次(山本知行所名主)・佐十郎(幕領 番手 (四三名)・本部 定められている。 ない家は八軒となっている。 含まれており、各番手組の構成員は複数の知行付百姓の混成であった。 る体制を取っているが、曽根知行所と河野知行所の宗門人別帳®と各 が、 宗門人別帳との比較で、動員された村民を曽根・河野知行所で確認 本史料は 本部に曽根知行所百姓が一名、 綱島村の関門・見張番屋を防衛する山田村の体制と遵守規則が 河野知行所三三軒の内、人を出した家は二五軒、 『神奈川県史』に全文の掲載と論述®があるので詳述しな (鈴木知行所名主・綱島組合小惣代) が統括している。 防衛体制は一番手 (便宜的名称、 (曽根知行所名主)・七郎右衛門 出していない家は、寺や女一人、 人を出した家は八軒、 河野知行所百姓の二名がそれぞれ (四一名) · 二番手 一○名) に分かれ、 河野知行所百姓が一一 河野知行所で三 河野知行所百姓 出していない (四二名)・三 延一三六名 (志村知行 出してい 戸主死 河野知

関門・見張番屋は攘夷熱がさめる慶応三年(一八六七)六月まで存

なる。 取られたかは疑問である。 らせるべき理想形を示す便宜的・形式的側面を持っており、 民のうち五○歳以上は一三人、中には七○歳や八一歳の者 が実態であったのかはきちんとした検討 村役人ではない)もおり、 続したとされるがっ、 (現実的) な人材「壮健之者」とは異なる。そもそも議定や掟は、 山田村においてこの議定で定めた体制が実際に その後慶応年間に農兵へ求められた実践的 先の宗門人別帳で確認したところ、 (史料批判や傍証) (両人とも が必要に その内容 動員村

八月には水戸浪人が横浜へ向かったとの風聞が伝わる。

〔史料一一〕

到来いたし候間、即刻御達申上候間、都て厳重御心附可被成候、以大急廻状を以御達申上候、然は只今中川孫市様より左之通り御用状

上

御用状丸写

宿村継を以申入候、然は

水戸水郡方手代

森田 某

山崎忠治三男

同

見習勤

某

元

水郡方手代

岡崎市太郎

外壱人

右之もの共出奔致し密ニ横浜へ急相赴候由風聞之趣、只今申越候間

為心得申達候、触下へ急度申通し候様可被致候、以上

八月廿七日 中川孫市

助太夫殿

尚々そろ~~始り候哉ニて油断難成、其許引請大丈夫ニ可取計候、

以上

附可被成候、此廻状早々御順達可被下候、以上右之通り寄場役人中より達来候間、急速御達申上候、猶無油断御心

同役

伊右衛門

八月廿九日

(宛名五名略)

その際に出されたものである。
急進化、元治元年(一八六四)には天狗党の乱を起こす。次の廻状は水戸藩は中央の政局でも立場が際立つようになり、水戸尊王派浪士は事件が起こるなど横浜近郊の治安体制は緩むことは無かった。この間事件が起こるなど横浜近郊の治安体制は緩むことは無かった。この間

〔史料一二〕

順達留村より可相返もの也

当今浮浪之徒横浜之最寄り徘徊いたし、且同所へ襲来之風説有之ニ
当今浮浪之徒横浜之最寄り徘徊いたし、且同所へ襲来之風説有之ニ
当今浮浪之徒横浜之最寄り徘徊いたし、且同所へ襲来之風説有之ニ

木村薫平

子六月廿七日

日 役所

り之御役番より御返し可被成候、以上前書之通寄場役人中より達来候間、写御達申候、此状早々御順達留

名主

佐助様 (合点、幕領名主)

御名主

七月十一日

又右衛門

印

鈴木知行所名主

彦左衛門様(合点)

同

同 七郎右衛門様(合点)

同 佐仲治様 (合点)

する緊張感を喚起している。

同 富之助様 (合点)

時の通達が懸念されているようである。 時の通達が懸念されているようであったことから、横浜への襲来は現実味 天狗党の主張が横浜鎖港にあったことから、横浜への襲来は現実味 天狗党の主張が横浜鎖港にあったことから、横浜への襲来は現実味 大狗党の主張が横浜鎖港にあったことから、横浜への襲来は現実味 大狗党の主張が横浜鎖港にあったことから、横浜への襲来は現実味 大狗党の主張が横浜鎖港にあったことから、横浜への襲来は現実味

とって助郷役派遣先であり、実情を熟知する場所でもあった。は、慶応二年(一八六六)六月に起きた武州世直し一揆といわれる望。は、慶応二年(一八六六)六月に起きた武州世直し一揆といわれる望。加えてこの年の春から東海道筋の町・村では困窮民の屯集騒ぎが続き、加らてこの年の春から東海道筋の町・村では困窮民の屯集騒ぎが続き、川崎正強い危機感を持っていた望。さらに川崎宿は、山田村村役人・村民に強い危機感を持っていた望。さらに川崎宿は、山田村村役人・村民に強い危機感を持っていた望。さらに川崎宿は、山田村村役人・村民に強い危機感を持っていた望。さらに川崎宿は、山田村村役人・村民に強い危機感を持っていた。

で農兵隊設立の準備が進んでいる。

「の、少し遅れ川崎組合農兵隊の設立の動きが出て、翌慶応三年正月兵隊、少し遅れ川崎組合農兵隊の設立の動きが出て、翌慶応三年正月兵隊、少し遅れ川崎組合農兵隊の設立の動きが出て、翌慶応三年正月兵隊、少し遅れ川崎組合農兵隊の設立の動きが出て、翌慶応三年正月

〔史料一三〕

以廻状得貴意候、然は兼て御頼之農兵折笠出来引取候間、明後十四

下候、以上御持参可被下候、先は右之段御達し申上度、尚此状早々御順達可被御持参可被下候、先は右之段御達し申上度、尚此状早々御順達可被間、銀拾六匁ニて買入申候、乍御気毒笠壱枚ニ付銀壱匁ツ、足シ銭日御渡可申候間、御請取可被下候、代料之儀百疋ニては品物不宜候

寅七月十二日 又右衛門

(宛名五名略

小木紀子氏こよれば、設立した綱鳥組合農兵隊の舌動は、組合可内が、「折笠」などは自弁であった。「折笠」の持参が給々名主に求めらめ予定より高くついたようで、「足シ銭」の持参が給々名主に求めらめ予定より高くついたようで、「足シ銭」の値段は品質を考慮したたが、「折笠」などは自弁であった。

たという望。慶応三年九月の廻状をみてみたい。
示に従い、「近隣地域や開港場横浜、遊歩区域内の治安維持」であたっ示に従い、「近隣地域や開港場横浜、遊歩区域内の治安維持」であたっ指の治安維持に加え、有事の際には、神奈川奉行所や関東取締出役の指の治をがある。

〔史料一四〕

農兵早々御召連左之場所へ御詰合可被成候二付取鎮方中村様より御用状到来いたし候間、兼て其筋へ申立置候大急御用状ヲ以御達申候、然は保土ケ谷宿馬持共大勢寄集及乱妨候

山田村組合は綱島村へ人数引連直様御出張可被成

右之通御承知早々御出張可被成候、尤農兵人撰ニ限手替等之ものは一池辺・菅田組合は同村小川氏へ御詰合可被成候

綱島村

追て沙汰次第繰出候様御取計可被成候

以上

九月十六日 名主 飯田助太夫

門様へ向御出張可被成候、其外手替之もの者追て沙汰次第繰出候様前書之通御用状到来いたし候間、農兵人撰之もの直様名主七郎右衛

御取計可被下候、以上

名主

九月十七日

御名主

又右衛門

七郎右衛門様 (合点)

同

同 佐仲治様 (合点)

同 富之助様

;

同 彦左衛門様(合点)

合点のない「留り」の富之助(織茂家)の元に残った。小林氏によれば、内給々廻状」の形式・様式(合点の記し方等)がうかがえる。廻状はこの廻状は小林氏が写真で紹介しており質本稿で検討してきた「村

請で、関東取締出役中村新平の要請が、組合村大惣代農兵世話役の飯保土ヶ谷宿の馬持たちが「乱妨」に及んでいる事件への農兵の出動要

というルートで伝達されている。年欠だが、農兵隊の活動期間は慶応田助太夫→山田村名主・組合村小惣代又右衛門→山田村給々名主たち

の内容は、小組合への指示で、山田村の農兵隊は綱島村に出張、池辺三年にほぼ限られるため、本廻状も同年のものと比定している。廻状

れていない綱島組合農兵隊の具体的な活動実態であるが、このような宅へ出張させること、さらに交代要員の用意も求めている。従来知ら右衛門は選ばれた農兵を直ちに名主(栗原)七郎右衛門(志村知行所)

〔史料一五〕

早々御順達可被成候、以上主七郎右衛門殿方へ一同御召連御出張可被下候様御頼申候、尚此状主七郎右衛門殿方へ一同御召連御出張可被下候様御頼申候、尚此状間、明廿日指南被致呉候ニ付、農兵一同朝五ツ時弁当持参ニて、名以大急廻状得貴意候、然は農兵師範役村松錠三郎殿只今出張被致候

同役

十一月十九日 又右衛門

御名主

佐仲治様(合点)

同彦左衛門様(合点)

同 佐助様 (合点)

同 富之助様

同 七郎右衛門様 (合点)

は八王子千人同心であり��、慶応三年三月には「農兵稽古人為入学」教授役による武術稽古(調練)を望んでいた。この廻状の内容はそ教授役による武術稽古(調練)を望んでいた。この廻状の内容はそ教授役による武術稽古(調練)を望んでいた。この廻状の内容はそ教授役による武術稽古(調練)を望んでいた。この廻状の内容はそれな近三郎が武術指南のために山田村へ廻村するので、「農兵一同」村松錠三郎が武術指南のために山田村へ廻村するので、「農兵一同」村松錠三郎が武術稽古(調練)を見から、関連の中で、助太夫や又右衛門は「農隙を見計網島組合の農兵取立願��の中で、助太夫や又右衛門は「農隙を見計

兵隊を教授していた。合農兵隊附添」とあることから、村松は川崎組合・綱島組合両方の農のため「教授役」として川崎宿に出向いている宮。この時「綱島村組

前述したように山田村は地域の防衛・治安維持の使命を帯び、近世 が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれ た。また山田村は綱島組合農兵隊の一員として、横浜および近郊の防 衛・治安維持を担い、その資質向上のため八王子千人同心の軍事的指 衛・治安維持を担い、その資質向上のため八王子千人同心の軍事的指 が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれ が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれ が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれ が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれ が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれ が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれ が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれ が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれ が幕末期に回帰し、その一端が山田村の給々名主チームに受け継がれ が事を受けている。近世初頭の八王子千人同心頭の何名かは横浜警衛の任に就い を受けている。近世初頭の八王子千人同心頭の地域的・歴史的使命 を帯び、近世

結びにかえて

体性を明確にできたが、 地域的危機感が給々の一体化を促進させたとする方が妥当であろう。 の関係史料が多く残り、 踏まえ検討した。 も広域行政と強く連動・共振することになる。その結果、 村外との広域的な関係を構造化・強化・活発化させ、 ついて、ペリー来航以降の時代的状況と横浜近郊という地域的状況を 方で、村内の身近な営為(小事)は見えにくくなった 本稿では、 横浜市内で研究のなかった相給村落の村政運営の実態に とりわけ幕末期の横浜近郊という状況が、 受け皿となる給々一村 むしろ実態は、 大事・有事に対する時代的 (山田村) 相給村落の運営 広域行政と の制度的 山田村と

主の月番体制や村内給々廻状の運用、給々連携による治安維持体制(付残された課題を二つほどあげ結びにかえたい。検討してきた給々名

稿では果たせなかった。 維新にいたる変動期に、 ことは難しく、 民・領民の営為や意識にまで踏み込んだ一体化の内実を明らかにする 村落の民主性や自治性の好事例と評価することもできるが、 随する規則)の運営は、一見すると村を一体化する制度に見え、 が必須な相給村落において、 いところであった。 を村・村民 感情に働きかける統治の常套手段で臨んだ。その「大義」なり「煽り」 ゆる制度的な面だけではなく、本稿で検討した除災祈願、さらに大義 右衛門や飯田助太夫など)は行政の円滑な運営・運用にあたり、 (御国恩など)をかざし

。 (領民) がどのように意識し、 静態的・表面的な分析にとどまった。 給々間の合意形成・運用(民主的・自治的手続き) 為政者や中間支配層(組合村惣代の添田七郎 危機感を煽るなど、心意や心性、 そのあたりの検証が可能かと試みたが本 行動したかは明らかにした ペリー来航以降、 個々の村 相

ず、その意識は探れなかったが、史料からは相給村落における彼らの ケ谷に住み、曽根知行所の名主として「不埒」な武家奉公人「仲間」 多様な属性や立場が確認できる。 名主チームの強みともなった。同じ宗門人別帳に五一歳とある三四郎 つが、枠組みの諸相が異なるメンバーが混在することは、 左衛門はその属する枠組みの中で独自の付き合いやネットワークを持 さらに困窮人の扶助 の小隊長的な使命を果たし、また村・地域の雨乞や日乞の企画に奔走、 の対応に頭を悩ます一方、 (一八六〇) の宗門人別帳に五九才、 史料に記された山田村の村民・領民たちは何も語らず主 (夫食手当)に給々一村として尽力している。 給々名主の一員として関門・見張番屋防備 例えば彦左衛門は、 持高二四石七斗一升、 先の万延元年 山田村の給 村内の瀧 一張もせ 彦

仲次 は、 している。また極小持高ゆえか文久元年の窮民合力では扶助を受けた 延元年の関門・見張番屋の防衛では、 住人として名が見える『、 を彼らの意識・行動を踏まえ確認しめ、 んだ村政運用を明らかにすることが課題となる。 人である。今後はこのような村民・領民が織り成す村内外の諸関係 持高二升一合八勺の極小高持で、村内の大山御神酒講中に稲荷谷 (山本知行所名主) · 佐十郎 彦左衛門配下の曽根知行所百姓である。 (幕領名主)が統括する一番組に属 名主彦左衛門配下ではなく、 相給村落の内実にまで踏み込 佐 万

後の課題である。
と総国台方村を中心に関連研究が進展する中で望まれる今度が大山御神酒講で活動する稲荷谷などである。多くはないが近世の郎が大山御神酒講で活動する稲荷谷などである。多くはないが近世の郎が大山御神酒講で活動する稲荷谷などである。多くはないが近世の郎が大山御神酒講で活動する稲荷谷などである。多くはないが近世の郎が大山御神酒講で活動する稲荷谷などである。彦左衛門が住む瀧ケ谷、三四郎が大山御神酒講で活動する稲荷谷などである。彦左衛門が住む瀧ケ谷、三四郎が大山御神酒講で活動する稲荷谷などである。

注

- 横浜市内旧村の二一六村の内六六村(三一%)が相給村落。関東八ケ国一一、四六九村の内三、三三九村(二九%)が相給村落。1 『旧高旧領取調帳 関東編』(近藤出版社、一九六九年)によれば、
- 会、一九七一年)、関東近世史研究会編『旗本知行と村落』(文献出2) 知行制論としては、鈴木壽『近世知行制の研究』(日本学術振興

内 版、 中村塑「近世相給知行主と村落共同体―上総国山辺郡台方村を事例 年)、阿部昭 における村運営―武州多摩郡坂浜村村政の展開―」(『日本村落史講 伊藤陽啓 下野国芳賀郡大沢村の場合―」(『湘南史学』 六、一九八三年)、 落の分析を通して―」(『神奈川県史研究』三五、一九七八年)、 村落論としては、 夫『旗本知行と石高制』(岩田書院、二〇一三年)、熊谷光子『畿 Ш 小松賢司「台方村の小集落と知行所―村運営における入地の位置を 合研究—』 渡辺尚志編 として―」(『愛国学園大学人間文化研究紀要』一三、二〇一一年)、 本相給村落における村運営―常陸国新治郡半田村を事例として―」 方村を事例として―」(『歴史科学と教育』七、一九八八年)、秋山悟| 木栄一『相給村落の成立と構造―武蔵国比企郡野本村を事例として (『茨木県史研究』六三、一九八九年)、大石学「近世江戸周辺旗本領 『旗本知行と村落』所収論文(西脇康「旗本相給村落の性格」など)、 》村運営—入地、 -相模国高座郡一之宮村の事例―」(『寒川町史研究』 七、一九九四 村優 第五巻、 近国の旗本知行と在地代官』(清文堂出版、 (東松山市、一九八二年)、井上攻 九八六年) 『旗本知行所の研究』 「相給村落における村結合と知行所結合―上総国山辺郡 (岩田書院、二〇一六年) 「相給村の一統寄合機能」(『歴史と文化』六、一九九七年)、 『相給村落からみた近世社会―上総国山辺郡台方村の総 雄山閣出版、 土井浩「旗本の知行割と相給村落―大住郡相給村 所収論文 知行所 組、 一九九〇年)、井上攻「相給村落と分郷 (白川部達夫「旗本相給知行論」など)、 (思文閣出版、一九八八年)、白川部 知行所 所収論文 「相給村落とその内部構造 「入地組」 二〇一三年)など。 (中谷正克「台方村 の分析から―」、 前掲 佐 旗

祭礼と台方村―」など)。 (おと台方村―」など)、渡辺尚志編『相給村落における鎮守祭祀―山王宮の歴史的展開―」、宮間純一「相給村落における小集落の変容―台方村と入地収論文(林進一郎「相給村落における小集落の変容―台方村と入地収論文(林進一郎「相給村落における小集落の変容―台方村と入地収論文(林進一郎「相給村落からみた近世社会【続】

- (3)落二、 代官』、前掲渡辺尚志編『相給村落からみた近世社会』、前掲同編『相 給村落からみた近世社会【続】』。 一二八、一九九二年)、前揭熊谷光子 九八九年)、 横浜文孝「旗本領主制 一四、一九八二年)、 西脇康「旗本知行論」(『日本近世史研究事典』東京堂出版 熊谷光子「相給村落研究によせて」(『歴史科学』 前揭関東近世史研究会編 研 究の成果と課題」 『畿内・近国の旗本知行と在地 (『関東) 『旗本知行と村 近 世 史研
- 二〇〇三年)など。 二〇〇三年)など。 出日の日本の本語の 「一〇〇三年」の「一〇〇四年」、一年の「日本書と近世の村社会」(大河書房、 「年野哲也『江戸時代村社会の存立構造』(御茶ノ水書房、
- (6) (5)玉から旗本知行論を考える」(『関東近世史研究』八九、二〇二一 百姓の「譜代意識」」(『地方史研究』三六七、二〇一四年)、 己認識と主張に関しては、澤村怜薫 後に前掲井上攻 祭り・御賞・御書院御礼をめぐって─」(『湘南史学』一一、一九九○年 同体)と身分秩序に関しては井上攻「幕末期の村社会と身分秩序― (『湘南史学』七・八合併、一九八六年)。村が持つ二面性 井上攻「相給村落の村組と知行所―下野国芳賀郡七井村の事例―」 前掲中谷正克「台方村の村運営」、 『由緒書と近世の村社会』 「近世後期旗本領支配と知行付 尾脇秀和 所収)。知行付百姓の自 『近世京都近郊の村 (領地と共 同「埼

と百姓』(思文閣出版、二〇一四年)。

- 『武蔵田園簿』(近藤出版社、一九七七年)。
- 『旧高旧領取調帳 関東編』(近藤出版社、一九六九年)。

(9) (8)

- (10)(11)山田村 二〇〇〇年)、 代のよこはま 説 斉藤司 『寛政重修諸家譜』 第三 都筑の歴史』編さん委員会編『図説 大嶋家の歩み』二〇一一年)、 「区域の領主」(横浜市歴史博物館企画展図録 同「大嶋家の歩み」(大嶋珪治発行 都筑の村々―絵図・古文書で探る区域のすがた―』 (続群書類従完成会、一九六四年)。 同「区域の領主たち」(『図 都筑の歴史』二〇一九年)。 『旧武蔵国都筑郡 江 戸
- (12)年 整理、 北ニュータウン地域内歴史民俗調査報告』一九七六年・一九七七 館が所蔵している。栗原家文書は栗原満直氏が所蔵する。織茂家 後、調査団のメンバーは 大嶋家文書は、「港北ニュータウン歴史民俗調査団」が調査と資料 れたと伝えられ、 部公開され 大嶋家文書は横浜市歴史博物館所蔵、 九九二年) で報告されており、 仮目録作成を行い、その成果は、昭和五〇年度・五 の刊行に協力する。 公開史料は前掲展示図録 史料を撮影したマイクロフィルムと紙焼製本を同 大嶋家の資料目録も掲載されている。 『織茂家の歴史―旧武蔵国都筑郡山田村―』 栗原家文書は、 織茂家文書は原史料が失わ 『江戸時代のよこはま 当館の企画展で 一年度 一港 都

『旧武蔵国都筑郡山田村 大嶋家の歩み』として刊行された。筑の村々』に収められている。大嶋家に関しては当館が協力し前掲

- 横浜市歴史博物館紙焼製本、所収)。 明治元年一〇月「明細書上帳」(都筑郡山田村織茂家文書一二、
- (4) 都筑郡山田村大嶋家文書B一○(横浜市歴史博物館蔵)。
- (15)77 都筑区山田村大嶋家文書D七〇(横浜市歴史博物館蔵)。
- (b) 都筑区山田村大嶋家文書 (横浜市歴史博物館蔵)。

(18)

相給村落の諸史料

(入用帳・勘定帳

・御用留・

日記等)

を用い、

- 内 政治的・経済的なネットワークの検討から、 東京大学出版会、 祈願と組合村の関係を論じている)、同 どの研究を踏まえている(久留島浩 所収)など。広域支配ではなく広域行政としたのは、 ける入内と入内百姓―幕末~明治初年「治助日記」「御用村用日記 前掲小松賢司「台方村の小集落と知行所」、中谷正克「台方村にお 熊谷光子「相給村落研究によせて」、前掲中谷正克「台方村の村運営」、 書目録第二集 畑中佳子 なりを検討し、村社会(地域社会)の性格を論ずる研究は少なくない 知行所・村・村組・広域行政 論 |分析から|||(前掲渡辺尚志編 ・地域社会論を克服しようとする研究も見える(前掲熊谷光子『畿 近国の旗本知行と在地代官』)。 研究ノート―」(『歴史公論』一〇六、一九八四年、 「村入用と春日神社の雨乞神事」(千葉県文書館 『鴨川市横渚 二〇〇二年)。 永井家文書目録』一九八九年)、 (村連合、 近年では畿内・近国の在地代官の 『相給村落からみた近世社会【続】』 「村と村の関係―組合村 『近世幕領の行政と組合村 地域社会)の営為の差や重 広域支配論 久留島浩氏な 雨乞等除災 (含村連合 収蔵文 (村連 前掲
- 井上攻『近世社会の成熟と宿場世界』岩田書院、二○○八年、所収)。合村など広域対応の除災祈願に関しては、前掲久留島浩「村と村の関係」、井上攻「近世後期梶ヶ谷村周辺の雨乞」(『川崎市史研究』関係」、 井上攻「近世後期梶ヶ谷村周辺の雨乞」(『川崎市史研究』の 除災祈願は村内で完結するものと広域で行われるものがある。組
- 都筑郡山田村大嶋家文書D一一七(横浜市歴史博物館蔵)。

(20)

- 家文書D一六三、横浜市歴史博物館蔵)。 四年極月「川々国役琉球人国役并上給割附帳」(都筑郡山田村大嶋万所)・大嶋家文書(曽根知行所)に関連帳簿が残る。例えば嘉永② 国役金に関しては、知行所系統で徴収され、織茂家文書(河野知
- 23 都筑郡山田村大嶋家文書D一六九、横浜市歴史博物館蔵
- 24 都筑郡山田村織茂家文書二七七(横浜市歴史博物館紙焼製本、所

収)。「村内給々廻状」

出典以下同じ。

- A三五)。 窮民夫食手当取集メ并ニ割渡小前連印帳」都筑郡山田村大嶋家文書 の対役人構成は、文久元年四月まで確認できる(「村方
- 日記の活用」(『日本歴史』七六○、二○一一年)など。 記の分析から―」(『龍ヶ崎市史』近世調査報告書Ⅱ、一九九六年)、記の分析から―」(『龍ヶ崎市史』近世調査報告書Ⅱ、一九九六年)、
- 人のイニシアティブや心意統治を指摘する。 (27/28/29) 前掲井上攻「除災祈願と地域社会」。除災祈願をめぐる村役

- (31)(30)体が 力 のではない。 と概念化し、その権能は地域秩序を図る重要なものとする(宮田 九八四年、同『日和見―日本王権論の試み―』平凡社、一九九二年)。 :金二九両を出金し、 困窮した村民の不満・不平・閉塞感は、 組合村の休日調査に関しては、 「日本人の生活観」 (「扶助」)を行っている。注25の文久元年の史料には、 「武州都筑郡山田村給々」と記され、 宮田登氏は天候を読み取り、 給々名主チームはこの時期困窮者に対する金銭的な合 三四名の窮民に割渡している。 『日本民俗文化大系九 農耕儀礼を司る権能を「日和見」 前掲井上攻「除災祈願と地域 給々名主六名と富裕百姓 心意統治だけで収まるも 暦と祭事』小学館 合力の主
- している(『横浜市歴史博物館資料集』第二集、一九九六年)。② 「神奈川県都筑郡中川村々是調査書」は横浜市歴史博物館が復刻
- 有道氏蔵、前掲横浜市歴史博物館展示図録『戊辰の横浜』所収)。33 慶応二年九月「農兵御取立之儀ニ付乍恐以書付奉願上候」(添田
- ついて」(村上直編『論集関東近世史の研究』名著出版、一九八四年)3 見張番屋・木戸については、小松修「幕末期横浜周辺の取締りに
- (35)場 近世 近世 近世史研究会編 子 大嶋家文書A六(横浜市歴史博物館蔵)、『神奈川県史 紹合」村々の組分けと理解する論稿 万延元年閏三月 「幕末期御用留からみた村の治安と負担」 (二)』一九八三年)。 (七)』一九七八年、 『幕末維新期の治安と情報』 「横浜御取締向村方議定連印帳」 四四四 議定にある山田村村民の組分けを、 一号文書、 (清水智子・李雲・宇田川悦 『神奈川県史 大河書房、二〇〇三年 横浜開港資料館· (都筑郡山田 資料編 通史編三

所収)もあるが誤りである。

(36)

- (37) 注(34) に同じ。

(39)

- 二〇一〇年、所収)。

 「歴史学研究』八四七、二〇〇八年、後に『由緒の比較史』青木書店、ダー論としては、井上攻「幕末期における「国」の主張と由緒秩序」が一論としては、井上攻「幕末期における「国」の主張と由緒秩序」で、開港のひろば』九四、二〇〇六年)、幕末期の当該地域のリーダーとしての生涯
- (1) 井上攻「増上寺領村々の由緒と諸役免除闘争」(『日本史研究』) (『日本史研究』) (『日本史研究』) (『日本史研究』) (『日本史研究』) (『日本史研究』) (『日本史研究』) (『日本史研究』) (『日本史研究』) (『日本史研究』) (『日本史研究』)
- 説 都筑の歴史』所収)。

 「幕末・維新期の区域」(前掲『図横浜市歴史博物館展示図録『戊辰の横浜―名もなき民の慶応四年―』(小林紀子執筆、二〇一八年)、同「幕末・維新期の区域」(前掲『図(小林紀子・ 横浜市域の農兵に関する基礎研究(一)(二)」(『横紙)

- 一九八一年)。
- (43) 注(33) に同じ。
- (45) 前掲小林紀子「幕末・維新期の区域」。
- 武蔵国橘樹郡北綱島村飯田家文書、前掲横浜市歴史博物館展示図録過 慶応二年七月「乍恐以書付奉願上候」(神奈川県立公文書館寄託、

(53)

47 小林紀子氏のご教示による。

戊辰の横浜』所収

- として名が散見する。小林紀子氏のご教示による。 に千人隊組頭として名があるほか、当該地域の御用留にも千人同心八王子市郷土資料館編『八王子千人同心の群像』一九九四年、所収)、 「千人隊一列細錦多士卒人員概略」(鈴木弘明氏所蔵河野家文書、
- 前掲横浜市歴史博物館展示図録『戊辰の横浜』所収)。 磐応二年三月「御用留」(川崎市市民ミュージアム蔵(池上家文書)、

(50)

恩を報し候」とあり、身分に応じ「御国恩」に報ずることが「国民 之候共…武家は戦場ニ望み御国恩を報し、 之風聞有之候ハ、、 切殺候」 関東取締出役安原寿作等の口達 えば文久三年(一八六三)七月に発せられた勘定奉行所中山誠市 しての (七)』一九七八年、 前掲井上攻「幕末期における は、 「御国恩」 の一文で有名だが、その後段には「去ル三月中も横浜表聊 悪党に対する「手ニ余り無余儀場合ニ至り候ハ、、 はこの時期の当該地域で頻出する文言である。 町人·百姓共散乱致候趣相聞、 四七八号文書、 「国」の主張と由緒秩序」。 (『神奈川県史 同文の史料は横浜市内に多く残 農民は農事を出精致御国 資料編一〇 重ては譬戦事有 打殺し 大義と 近世

- の使命や行動の大義とされている。
- (5) 注(5)山田村大山講御神酒枠墨書銘。
- 二七八、横浜市歴史博物館紙焼製本)分析に至っていない。 22 織茂家には近世の私信が多く残るが(都筑郡山田村織茂家文書
- 館蔵、 員会編 タウン地域内歴史民俗調査報告』や港北ニュータウン郷土誌編纂委 の谷戸名が確認できる。 年(一八三二)六月山田村大山講御神酒枠墨書銘 蔵風土記稿』第四巻、 山田村の小集落名は「新編武蔵風土記稿」(蘆田伊人編 横浜市教育委員会編『横濱の文化財』 『都筑の民俗』(一九八九年)など。 雄山閣、 小集落ごとの民俗事象は前掲 一九八一年) の「小名」名、 第四集、 (横浜市歴史博物 一九九五年) 『港北ニュ 『新編武 天保三
- (付記) 年)、 12でも述べたが、駒沢大学の加藤晋平氏を団長とする「港北ニュ 都筑郡山田村 原家文書等)を調査したのもこの調査団で、 何人かこの調査に携わった。山田村の古文書(織茂家・大嶋家・ には駒沢大学の院生・学生が多く参加しており、筆者の研究仲間 タウン歴史民俗調査団」の果たした役割は大きかった。この調査 古文書資料も例外ではなかったが、保護・保存の努力はあった。 た吉野直之・櫻井邦夫両氏から当館へ再整理が依頼され から出されている。その後織茂家文書は、 集、 整理後資料目録が刊行された(『横浜市歴史博物館資料目録 港北ニュータウンの開発によって多くの文化財が失われた。 一九九四年)。大嶋家文書は、 大嶋家歩み』の編集を当館の故斉藤司学芸員が担 同家が刊行した 調査団のメンバーであ 報告書が横浜市計画局 (一九九二 『旧武蔵国 栗 寸

諸氏の長年にわたる調査研究活動の成果に依拠している。文書は横浜市へ寄贈された (二○一七年)。本稿はこのような先学での縁から斉藤氏の死後、当館の阿諏訪青美学芸員を介して大嶋家

会々員との学習の成果であることは最後に記しておきたい。 浜古文書を読む会」のテキストとして読んだことにある。本稿が同浜古文書を読む会」のテキストとして読んだことにある。本稿が同

〔横浜市歴史博物館 副館長〕